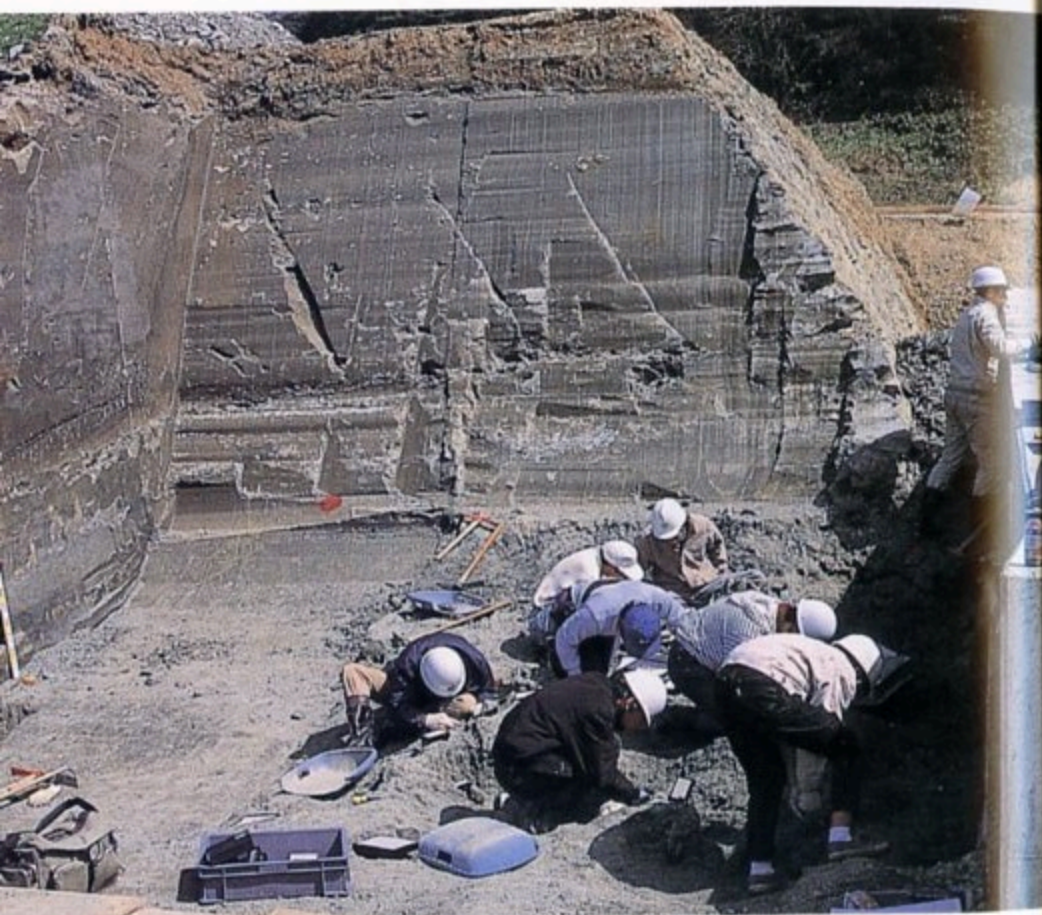


多賀町史

別卷



やがて大発見が予想される四手の古琵琶湖層

この作業の2日あと平成5年3月22日——天下をとどろかすような大発見——180万年前の象の骨格がほとんど丸ごと出土した——それをあらかじめ確信するかのように、一心不乱に作業にいそしむスタッフの面々。あたりを圧する緻密な粘土層、よくよく見てほしいものである。

題字 多賀大社名誉宮司
桜井勝之進

奇跡的に掘り当てた下顎

象骨格は約八〇センチ出土したが、種別確定のための下顎は未発見であった。スタッフの執念と勘は排水溝の下にあることを信じ、当局の了解を得て苦心修業、四月二日遂にこれを掘り当てた（これにより正式にアケボノ象と確定）。



報道陣への現場説明

世紀の発見現場は3月24日、報道機関への発表現場と変わった。出土した象の骨格の前に下り立ち、取材記者やカメラマンたちに説明する高橋啓一主査（琵琶湖博物館開設準備室）。



監修を終えて

平成三年一月三日、『多賀町史』上巻九三四ページ・下巻九七九ページ、計一九一三ページが、みごとに刊行された。これは種村儀平委員長ほか、各委員の努力の成果であった。同書下巻「あとがき」をまとめられた木下委員は町史編さんの経過を述べた中で、町史別巻の発行を熱望され、その別巻の三本柱の中の一つ古文書の説明を分担し、ほぼ原稿を完成されるや、その出版を見ずして、去る平成六年五月二日に急逝された。

思い返すと、昭和六〇年に町史編さん委員会が発足し、その本格的な編さん事業が進められた翌昭和六一年度より私は顧問の一人に依頼され、次いで監修の大役も引き受けてほとんどの編さん委員会に出席し、通史二巻の完成を祝ったが、その後、引き続いて別巻の編さん作業にも参加した。

いま、監修を終えての一文を求められて、近藤・木下両委員の他界に万感の思いを込めて、この小文をまとめている。編さん委員の年齢が通史刊行時に平均七五歳であったが、それから三年の歳月が流れた。別巻の完成に注がれた委員会の情熱に改めて深く感銘するものである。



燦然と耀うアケボノ象の骨格

あらためてよく見ると、

〈頭部〉

全長4メートルの象に対し、1.8メートルに及ぶ切歯（牙）2本がついで並ぶ、壮観。苦心して掘り当てた左右の第三臼歯つきの下顎骨一期待に反し小さい感じ。

〈体幹〉

頸椎・胸椎・腰椎・胸骨・肋骨など51点が整然と並ぶ。

〈前肢〉

肩甲骨・上腕骨・桡骨・尺骨など41点が堂々と並ぶ。

〈後肢〉

寛骨・大腿骨・膝蓋骨・脛骨・腓骨など40点が左右揃って厳然と集う。

〈その他〉 指骨・骨片など37点が肅然と並ぶ。

総ての骨格が180万年をこえて燦然と耀う。

現代は昔流の監修は不必要とされるので、巻頭言を辞退すべきかもしれないが、八五歳の種村委員長を中心に、高齢な委員の別巻編さんの作業に対しても、いろいろ愚見を申し上げた者としてあえて一言加えさせていただく。まず別巻一のアケボノ象出土の報告や、中世の水利に使った合子の考察、さらには小字名の一覧など、その他、二の地方文書目録、三の古文書解明などはいずれも貴重な労作であり、多賀町内外の研究者に胸を張って推賞したいものである。

したがって、通史と別巻を併せて利用していただけると、必ずや多くの示唆を得てもらえるであろう。町史編さんを英断された町当局をはじめ、委員ならびに関係者の労を多とし、町史編さんの快挙が長く多賀町に語り継がれ、町民の至福のために、いつまでも役立てていただきたいと祈るものである。

平成七年三月

四天王寺国際仏教大学

教授 渡 辺 守 順

凡 例

- 一 本町史は上下両巻からなる通史編とは別に、史料などを編集して別巻を作成した。
- 一 別巻の構想は、一・二・三に分けて分担編集の形をとった。
- 一 各編でそれぞれ編集責任者があり、各編の初めに「概説」をおくほかは、各編独自の趣向をこらし、特長あるものに仕上げることをできた。
- 一 その他、本巻の構成は、町史の通史編に準じた。
- 一 主な参考文献や索引は都合により、これを省略した。

多賀町史 別巻目次

口 絵

監修を終えて

凡 例

監修 渡辺守順

一 町史補遺

概 説

1 アケボノ象出土の風土

2 野鳥の森に集う生きもの

3 赤染衛門の願文

4 秀吉からの朱印状

5 諸旧家の系図

(1) 新台家系図

(2) 猿蓑家系図

(3) 横崎家系図

壱

6	村々のおきて	三
(1)	藤瀬村の村中掟	六
(2)	山越衆掟案々のこと	六
(3)	多賀の町祈禱	六
(4)	土田村の村祈禱法度	七
(5)	四手村のおきて	三
(6)	敏満寺の論達書	四
7	高宮池の築造	八
	。多賀町溜池一覽	
8	一文寄進帳に見る村々の実相—元禄八年(大洞弁財天建立)	六
9	人口の推移を見る	二
10	森林行政の移り変わり	四
(1)	営林組合	四
(2)	大滝山林組合	四
(3)	多賀町河内の県営林	四
11	過疎の実態	五
(1)	脇ヶ畑村の場合	五
(2)	山村集落の今昔—桃園の場合	五
12	旧町村の財政規模	一
13	文化財分布調査	一
14	胡宮神社の文化財	一

(1)	彫刻	二
(2)	絵画典籍など	二
15	高宮にある大社一の鳥居	二
(1)	駅前の大鳥居	二
(2)	町内鳥居一覽	二
16	町に残る古謡	三
(1)	かんこ踊り・雨乞い踊り	三
(2)	伊勢音頭	三
17	小字名について	三
(1)	歴史の意味があると思われる地名	三
(2)	自然的条件を表す地名	三
18	身近にいた特攻隊員	二
19	中世の水利に使った合子	二
二	地方文書目録	二
	概説	二
1	多賀共有文書	二
2	松宮正宜家文書(多賀)	二
3	四手共有ならびに教円寺文書	二

4	八重練共有文書	四八
5	上田柳松家文書(桃原)	四九
6	中川一三家文書(中川原)	五〇
7	野村正助家文書(中川原)	五一
8	栗栖共有文書	五二
9	久徳共有文書	五三
10	土田縫夫家文書(土田)	五四
11	敏満寺共有文書	五五
12	山口勲家文書(敏満寺)	五六
13	堀川惣一郎家文書(敏満寺)	五七
14	川相共有文書	五八
15	藤瀬共有文書	五九
16	城貝龍夫家文書(藤瀬)	六〇
17	富之尾共有文書	六一
18	重森駿家文書(檜崎)	六二
19	大杉共有文書	六三

20	保月共有文書	六四
21	保月山論文書(県立図書館)	六五

三 古文書解明

概 説	五七
-----	----

第一部 開発文書	五八
----------	----

1	天正時代の民政	五九
2	浄願寺文書	六〇
3	専行寺文書	六一
4	石灰会所とその消長	六二
5	頭人の記録	六三
6	疾風災難雑録	六四
(1)	町中定め書	六五
(2)	おそれながら言上申す	六六
(3)	城貝家文書	六七
(4)	高付帳と高書帳	六八
(5)	人別送り手形	六九
(6)	直幸の善政	七〇

7	みどりの雑記	六五
(1)	山論七四年間の結束	六五
(2)	ハツ尾山一帯の監理	六六
(3)	頼朝の寄進状	七三
(4)	検地帳の写し	七三
(5)	將軍の本封返り	七四
(6)	甚兵衛の免割	七五

第二部 在来文書

1 行政組織

(1)	庄屋渡り帳目録(川相共有文書)	七三	(3)	出屋敷「尺仏」出願の事	七三
(2)	絹衣料のとがめ(敏満寺共有文書)	七四		(藤瀬共有文書)	七五

2 通達と触書

(1)	通達書(参会山注意と請書)	七五	(2)	御触書(通知の組織と時刻)	七五
	城貝龍夫家文書	七五		城貝龍夫家文書	七五

3 天保の改革

(1)	天保改革お触面諸事俚約帳	七五	(2)	物価の二割下げ触れ	七五
	(八重練共有文書)	七五		(八重練共有文書)	七五

4 助郷事情

七五

(1)	海道人足免除願(栗栖共有文書)	七五	(4)	免除許可と伝馬銀請書	七五
(2)	助郷人足免除歎願書	七五		(城貝龍夫家文書)	七五
	(城貝龍夫家文書)	七五	(5)	人馬継立賃その他の請求書	七五
(3)	助郷人足免除歎願添書	七五		(城貝龍夫家文書)	七五
	(城貝龍夫家文書)	七五			

5 職業奨励

七五

(1)	油 職(松宮正宜家文書)	七五	(2)	水車業(栗栖共有文書)	七五
-----	--------------	----	-----	-------------	----

6 宗門改め

七五

(1)	切死丹改め村組手形	七五	(2)	中筋宗門改め宿泊の村	七五
	(川相共有文書)	七五		(敏満寺共有文書)	七五

あとがき

七五

執筆分担・町史編さんの組織はか

七五

町史辭書

概 説

別巻第一編は、町史の不十分な部分を補填・拡充するもので、通史原稿の締め切り以後、新たに発見されたものや、時間をかけてもっと考察すべきものなどあったにもかかわらず心ならずも割愛したものが課題として残った。

幸いに別巻は、時間的な余裕に恵まれて、従来の制約を一応脱脚して、補遺の役割を果たすこととなり、町史を拡充するうえからも、私たち町史編さん委員の責務を果たすうえからも、取り上げることにした。

いま、その主なものについて概説し、別巻の愛読者の参考にしたいと思う。

1 アケボノ象出土の風土は、通史原稿締め切り

後、平成五年三月初めて明らかになった本町にとっての重大遺跡である。一八〇万年前の事ながら町史にとってきわめて重要な事項であるので、別著『アケボノ象発掘記』もあるが、その概説を掲げることにした。

2 野鳥の森に集う生きものは通史下巻には、野鳥の森の設立を詳説したが、そこに集う主役たちの追求が不足していたので、この道のかくれた探究家平松光三氏を頼み、胸のすくような名文を得たことは喜びに堪えない。

3 赤染衛門の願文については願文そのものの表示を、古文書一般例に準じて示し、大方の研究に待つこととし、併せてその書の鑑定を現代平安朝文学の権威者にお願ひしたが資料不足のため新しい発見には至らなかった。

4 秀吉からの朱印状

豊臣秀吉の史料は長浜市のほか、本町にも残っているが、これは久徳に保存されてきたものである。

用水の儀について芹川の水量三分の一を高宮庄へ流すようにという久徳新介あての文書で、七月二三日の日付だけで年号がない。この年号を遡って、登場人物六人を種々勘案のうえ、この書は天正十一年（一五八三）八月以降のものでないかと推測した。

5 諸旧家の系図については新谷家・猿荻家・楢崎家の三家を選んだ。

6 村々のおきては一部を古文書表示の一般例に基づいて表示をした。村々のおきては各村にあり、同じ村にも幾種類があるが、それを追求する暇がないので代表的なものを選び掲げることとした。

7 高宮池の築造に因んで多賀町内に多くある溜池を一覧すべく調査したものを掲げた。

8 一文寄進帳に見る村々の実相―元禄八年

三日がかりで彦根城博物館において調べ上げたものだが、村々の庄屋、横目・組頭および各世帯数を多賀町の村々全域にわたり掲げている。これは今日から三

〇〇年前元禄八年（一六九五）の村の実相である。

9 人口の推移を見る

本町の年齢別人口構成について、昭和五年の全国人口構成図と、昭和三〇、六〇年の本町および全国の人口構成図により考察した。

10 森林行政の移り変わりを一括してこの項に掲げ、営林組合や、大滝山林組合のほか県営林に及んだ。

11 過疎の実態を(1)は協ヶ畑村全体について考察し、(2)は山村集落の行きつく姿を桃原の場合を例にとってアンケートをもとに考察をした。

12 旧町村の財政規模

昭和三〇年の多賀町・大滝村・協ヶ畑村の合併は、弱小町村の財政運用が、困難であることを合併により解消しようとするのが目的の一つでもあった。

そんな事情を知る資料が通史から省かれているので、図表等によって、その一端を解明しようとするものである。

13 文化財分布調査

平成になってから始められた文化財の分布調査の概括的な報告である。これは本町平坦部にすぎないが、これから後も旧賜ヶ畑地区、芹川沿岸地区、犬上川沿岸地区などに大別して行われる。

14 胡宮神社の文化財

県の文化財担当者による文化財の悉皆調査が平成四年以来行われている。このほどその調査結果の一部を入手したので、それを所載する。

15 高宮にある大社一の鳥居の追求が通史下巻には不十分であったので、これを追求するとともに、多賀駅前にある大鳥居も、新資料に基づいて考察し、併せて町内各神社にある鳥居をくまなく調査し、一覧表にして掲げた。

概説

16 町に残る古謡として、主として大滝地区のかんこ踊り、雨乞踊りを総括的に集録し、また広く全町的に残存する伊勢音頭をも拾い上げた。

17 小字名は時代の推移を土地改良等によって統合整理される傾向にあるが、それはそれぞれ村の歴史を語るうえに重大な問題である。

附図は小字名を追求するうえでの貴重なもので、この表示は各字の協力員と担当者による苦心の労作であった。

18 身近にいた特攻隊員

太平洋戦争で、華々しい戦果を上げた特攻隊員は雲の上のことと思っていたが、それがわれわれの身近な存在として重要な歴史となった。

19 中世の水利に使った合子については、滋賀県立短期大学農業学部村上康蔵教授の研究にあずかったが横書きのため最後にまわした。

1 アケボノ象出土の風土

多賀町 平成四年六月、多賀町中央公民館における『ふるさと歴史の会』講座が開かれた。講師は彦根東高校の小早川隆教諭で、多賀町の古琵琶湖層を中心としてスライドを見ての講義があり、引き続き四手の工業団地の造成地において実地見学があった。

四手の雄大な造成地に立っての感慨は、二〇〇万年以前の多賀町の生成を目のあたりに見せ付けられて、ただならぬ感銘を覚えた。

眼下に展開される造成工事の進行状況、仰ぎ見る一大露頭、古琵琶湖層の偉大さに打たれ、できればこのまま手を加えずに保存しておいてほしいという衝動が、体中を過ぎるのをどうしようもなかった。

この地こそ、本町の生成が克明に分かる何物にも代

え難い土地柄であるという認識を、町民は勿論のこと、造成に当たる一人ひとりが持ってもらいたいというのが、私たちの念願である。

とにかく、古琵琶湖層の全貌に接したことを機縁として、その貴い至宝の一部でも何らかの形で残すべく最大の努力をすること、それが不可能なら、造成記録だけでも残しておくべきだと思う。このことは後生に対する現在の私たちの責務であると痛感する。

古生代の 私たちの周辺は、四手の琵琶湖東部中時代感 核工業団地の造成で、古琵琶湖層が話題になって以来、今まで営々と積み上げられてきた人類歴史の時代感覚が、ややもすれば無難に放棄されてしまっただけ、知らず識らずのうちに古生代・中生代・新生代の真ただ中に踏み込んでしまったようである。

古生代・中生代……といったとてつもない古い時代のことを、驚異の眼を輝かせつつ学習していた青年期の記憶を呼びさしながら、そのはるかな時代に身を

置くようになったことをありがたく思うのである。

しかし、この時代感覚は、今までの観文以後の歴史感覚とは一線を画し、改まった感覚で対処したいと思うのである。

琵琶湖 世界に三番目に古いと言われている琵琶湖の歴史 琵琶湖は約四〇〇万年前、伊賀・信楽の盆地に誕生したと言われている。

四〇〇万年と一口に言うけれど、四〇〇万年というのはよほどはるかな歳月で、人類の起源をたどってみるとして、ヒトと最も近縁なチンパンジー・ゴリラとヒトの分岐年代は一、〇〇〇万年～五〇〇万年前と推定される。また、道具製作が人類の条件として重視されるが、石器を製作していたという確証は二〇〇万年～四〇〇万年前までさかのぼって追跡できると言われている（『平凡社大百科事典』）。

このように四〇〇万年ははるかな歳月であるが、そのころ、琵琶湖は伊賀・信楽の盆地に誕生し、それが

約三三〇万年前には考古学では伊賀湖と呼ばれ、さらに長い歳月の間に順次北上して、約二六〇万年前には甲賀湖となったと言われている。

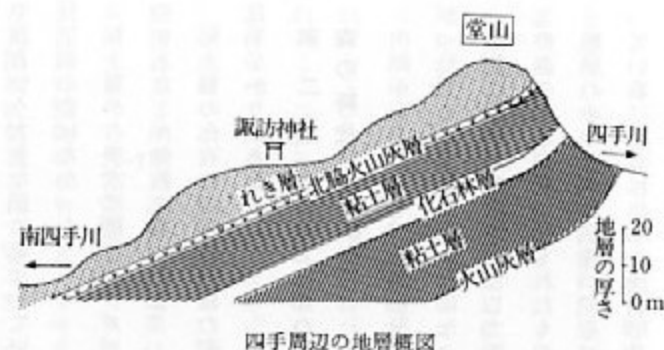
しかもそれが、北上を続け、約一八〇万年前には蒲生湖となった。

またまたそれが約四〇〇万年前には堅田湖となり、それを経て現在の琵琶湖となったとされている。

琵琶湖はこのような四〇〇万年の間に、順次移動したのであるが、その証拠を拾い上げると、次のようである。

琵琶湖の最初の発生地である伊賀盆地や信楽盆地を今も流れている川が、三重県の服部川である。その川の川床から、その昔、暖かい南方に棲んでいたとされる象やワニの臼歯化石が発見されている。最近でも大型ツルの足跡も発見されて話題になっているという。

伊賀盆地を流れる服部川の川床には、タニシなどの貝化石や密集した粘土層が見られる。この粘土層から



四手周辺の地層断面図

地層はおよそ一八〇万年〜一五〇万年ほど前のもので、下から火山灰層、厚い粘土層、化石層、粘土層、北脇火山灰層、礫層の順に地層が重なっている。それぞれの地層はそれぞれに大昔のできごとを私たちに語りかけてくれる。この地方の地層の大きな移り変わりに目を向けよう。

る。造成工事で広い範囲にわたって地層が露出し、全体的な様子がよく分かるようになった。

は、コイやフナ、ギギやナマズなどのほか、現在の琵琶湖に棲んでいない魚の骨や歯の化石も見つかっているという。

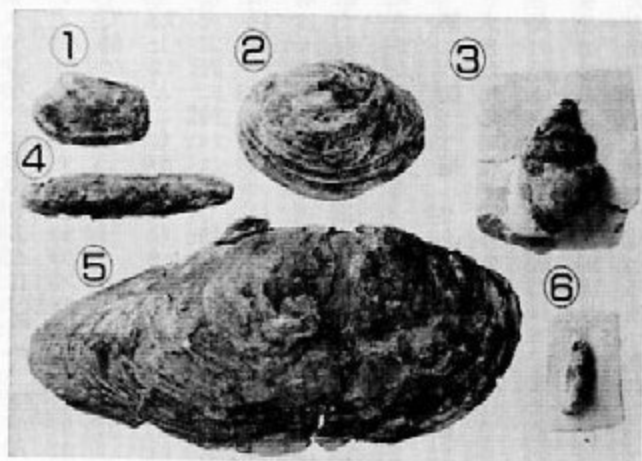
またワニや水鳥「ウ」の化石も発見され、植物や花粉の化石などから、今の気候より暖かったことが分かっている。湖は誕生したばかりで、湖というよりいくつかの大きな沼が連なっていたのではないかと考えられている。

日野・水口両町から湖南にかけての地域では粘土や砂、礫の地層が交互に積み重なっている。これらの地層中からは、立ち木のまま化石となった化石林や、象牙などの足跡化石が多く発見されている。

湖は浅く、水に浸かったり、干上がったたりすることを繰り返すようになった環境であった。

その後、湖は鈴鹿山脈の隆起に伴い、次第に埋め立てられながら、やがて消滅していった。

堅田丘陵は、古くから東洋象やシガ象の化石が出土



貝の化石

- ①イシガイ ②オクラヌマガイ ③オオタニシ
④ササノハガイ ⑤カラスガイ ⑥カワニナ

第一期 今から約一八〇万年前、四手の辺りは湖の時代 浅い湖であった。

この湖は現在の西の湖や曾根沼のような内湖で、蒲

したことで知られている。近年は大規模な住宅地の造成に伴い地層が露出し、カズサジカの角などの貴重な化石が次々と発見されている。また貝化石は、セタシジミやナカタニシなども加わり、今の琵琶湖の生物相とよく似たものが出土する。

湖東に広がっていた湖が消滅したころ、新しく湖がこの付近に誕生し、その後湖の中心が北に移動して、現在の琵琶湖に至っている。

四手の地層と 四手工業団地に造成された丘陵は、移り変わり ほとんどが古琵琶湖層の地層であ

シガ象の左下あごの化石
(大津市真野町)

生湖という大きな湖に連なっていた。そのころはまだ琵琶湖の姿はなかった。

粘土層から淡水に棲むカラスガイなどの貝や、ヒシの化石などが無数に見つかる。

粘土層の化石は四手の内湖の姿を知るうえの、重要な手がかりである。

第二期 この地方は湖の時代から第二期森の時代に移る。

内湖が干上がって、低湿な平地と大木の繁る森が広がった。そしてまた浅い湖になった。

昭和二〇年ごろに燃料として採掘されていた重炭はこの森の木が湖底に埋もれたものである。

地層の中の立木の根株が、そのまま残って化石となっている。埋もれた木は長い年月を経て、真っ黒な重炭となったのである。

第三期 この地方は三転して第三期を迎える。
火山灰降る いわゆる「火山灰降る期間」である。

一六〇万年ほど前のある日、突然、空が真っ黒になり、やがてサラサラとガラスの粉のような火山灰が降ってきた。

地上はどこもかしこも一層あまりの深さに、真っ白な火山灰に掩われた。粘土層の一番上の方に「北陽火山灰層」という白っぽい火山灰層がある。この火山灰層は一六〇万年ほど前のある日、古琵琶湖層の回りも、そこかしこも辺り一面に降り積もった。まことに奇妙な現象である。

第四期 さらにこの辺りは四転して「大きな川の時代」に入る。

火山灰の降ったころを境にして、湖は完全に干上がり、この辺りに大きな川が流れるようになった。今の犬上川や芹川と違って北から南へ流れていたようである。

古琵琶湖層群の一番上には厚い礫層がある。礫層の種類は、現在の犬上川や芹川の川原の礫とは全く違っ

ている。

古琵琶湖層の化石 ここで古琵琶湖層の化石をまとめて考える。先に述べたように蒲生湖は一八〇

万年ごろになると、多賀町にも水域を広げてきたと思われる。それは四手に露呈している古琵琶湖層が証明している。

前述のように蒲生湖の周辺には豊かな自然が展開していたようである。メタセコイア・イヌスギ・クルミ・オオバラモミといった樹木が繁茂し、森や水辺にはゾウ・シカなどの大型動物が生息していたものと思われる。これらの様子は四手の古琵琶湖層から出る化石によって知ることができる。

メタセコイアの葉は軸長で二センチ、その球果は径一・五センチある。オオバラモミの球果は一二センチ、オオバタグルミ・トガサハラの球果はどちらも四・五センチである。

これら植物のうち、メタセコイアの樹は現在の役場の玄関横に植栽されているが、それと同じ化石が出土

していることは驚きである。

このほか、貝の化石にも貴重なものが多く出土している。

平成四年（一九九二）一月十八日のこと、四手の工業団地造成現場から、約一八〇万年前の古琵琶湖層（蒲生湖）当時のカラスガイなど多数の貝の化石が見つかった。カラスガイの化石はこれまで八〇万年〜三〇万年前の古琵琶湖層（堅田湖）当時多数見つかった。このほか、一〇〇万年前にさかのぼっての発見で、これは琵琶湖の変遷を知るうえで貴重な資料である。

これは堆積環境研究会（小早川隆・彦根東高校教諭ら九人）による発見で、一八〇万年前の火山灰層のすぐ下の粘土層から、シカの骨やメタセコイアなどの植物とともに、カラスガイやカワニナなど七種類、約六〇〇点の貝の化石が出土した。

貝の化石に詳しい愛知県豊橋市自然史博物館の学芸員（古生物）である松岡敬二氏は「カラスガイは堅田

湖から出ているが、今回の蒲生湖からの発見で、一八〇万年前まで一挙に年代が上がることになるなど、琵琶湖の移り変わりや淡水貝類の変遷を知るうえで重要な資料になる。」と話している。

このほか、シカの骨やツノ、魚の歯なども出土している。また斜面には、アカシ象のものと見られる直径四〇センチの足跡が三箇所も発見された。

調査はその後継続されているが、平成五年（一九九三）三月二四日、この古琵琶湖層からアケボノ象の化石が、一体分ほぼ完全な形で出土した。このことについては、同年四月二五日、発掘調査報告会が多賀町中央公民館で多くの聴衆を集めて開催された。その詳細は項を改めて報告する。

アケボノ象の化石発掘

発見の 平成四年（一九九二）の夏のころ多賀きっかけ 町四手では、住友セメントの貯蔵場の

ことになった。

三月七日、採集された牙の型が、粘土層にきれいに残っているのを見つけ、石膏でその型を取った。この日はその現場から約五層ほど離れたところから、またシカ一体分の化石を発見した。

三月一〇日、採集した牙のすぐ隣から、もう一本の牙が完全な形で発見された。それに驚いて喚声を上げていると、それを打ち消すほどの衝撃が起こった。大型の肋骨（あばら骨）、脊椎骨（せきこ）、大腿骨（太ももの骨）等々がうず高く多量に出土したのである。

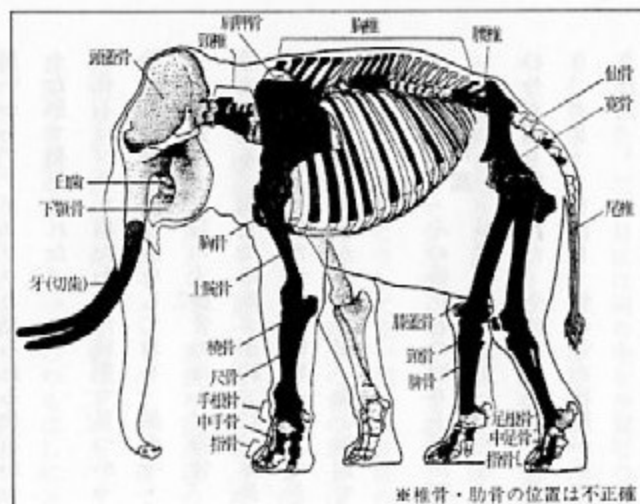
この日は工事の関係で、徹夜の緊急発掘となった。

三月十一日、これ以上無理な発掘をすれば貴重な資料が壊れるおそれがあるので、多賀町教育長と琵琶湖博物館開設準備室長に連絡し、住友セメントに協力を要請し、本格的に発掘することになった。

本格的な 三月一九日から住友セメントの協力を発掘 掘得て、本格的な発掘が始められた。ま

工事が始まり、削られた粘土層から、多くの貝や植物の化石が出た。一〇月にはシカの化石も発見された。平成五年（一九九三）になって二月中旬、工事関係者によって大きな骨片が発見された。これは四手の高橋嘉彦氏によって象の骨らしいと判定された。同氏は現場を観察し、骨が発見されたすぐ側の崖に牙の根元の部分が露出しているのを見出し採集した。壁の奥へと続いていた牙はその後工事関係者が断片的にそれぞれ採集した。これがその後のアケボノ象の全身骨格発見のきっかけである。

平成五年三月五日、象の牙らしい化石が採集されたという情報は、この付近の自然調査を委託されている小早川、雨森の両氏の耳に入った。二人は早速、工事現場の人を訪ね出土の様子などを聞き、即刻高橋嘉彦氏宅を訪れ、象の牙を確認した。二人は直ちに多賀町教育委員会の音田直記氏を訪ね、琵琶湖博物館開設準備室の高橋啓一主査に連絡を取り、緊急に調査を行う



黒いところが今回発見された骨

ず重機で化石の近くまで掘り下げる。ツルハシで近くまで掘り下げる。骨の回りの粘土を細かく取り除く

産出部位

切歯(牙) 2 椎骨 頸椎 3 胸椎 11 腰椎 3 尾椎 1 肋骨 27 胸骨 1
肩甲骨 1 尺骨 1 橈骨 1 手根骨 2 中手骨 数個 指骨 数個 寛骨 2
大腿骨 2 頸骨 2 腸骨 2 足根骨 1 その他骨片

とそれぞれに仕事を受け持った作業が二日まで続いた。

化石層の直上の地層面で乾裂や象の足跡など面白い模様が発見され、象の行動が推測される。次から次へと骨の化石が現れ、二日はその全体が見えてきた。二日には七五森もある大腿骨（太ももの骨）も完全な形で露出し、二三日になると頭蓋骨を除いて象一頭分の骨が露出したのである。

産出部位は前ページ図のようで黒い所が今回発見の骨である。

新聞発表

平成五年三月二四日、午前一〇時四十分の現地で、新聞記者やテレビ局のカメラマンの前で、琵琶湖博物館準備室の高橋啓一主査から、出土した象化石について説明があった。

翌朝、多くの新聞が第一面にカラー入りで、この様子を次のように報じた。

「多賀町にある約一八〇万年前の「古琵琶湖層」の地

したのは三月二七日であった。

訪れる 町長、教育長など多賀町から視察が来た。
見学者 つたのは三月二三日であった。

われわれ町史編さん委員が見学したのは、三月二六日正午ごろで、この日はまだ脊椎骨（背骨）などのはか、大部分の骨が残って

いて、石膏で補強された大腿骨や尺骨などが、板にのせられて運び出される最中であつた。高橋主査のてきばきした説明のほかは、黙



町長らのアケボノ象発見の現場視察

層」からアケボノゾウと見られる化石が一体分はほぼ完全形で発見された。

化石はゾウが横たわった状態で見つかった。頭部を除いてほぼ完全な形をしており、長さ一・五メートルのキバ一對、長さ七五森の大腿骨のほか、背骨、肋骨、指の骨まである。肩までの高さが約二メートル、体長約四メートル、臼歯が出土していないため種類は断定できないが、出土した地層の年代からアケボノ象と推定できるとい

進む作業

その後化石の取り上げが順次行われたが、それに先立って三月二二日から骨の分布図も作られた。全体が見えたところで糸を張り、グリットを作り、骨の分布状態が正確にスケッチされた。

また現れた骨は壊れやすいので、針金を入れて石膏で包んで補強したり、小さな骨も壊されないように慎重に取り上げられた。こうして大体の取り上げが完了

然と世紀の作業に精いっぱい努力をされている一〇人ばかりのスタッフの姿に感銘を受けた。

二七日には地元の子供やお年寄りまで見学に来る人が続いた。二八日には雨の中を多賀町のボーイスカウトが見学に訪れたが、前日まで露呈されていた骨はすべて取り上げられた後であつたので、写真を見せたり、説明したりされたが、物足りない隊員の表情はどうすることもできなかったようである。

待望の日 こうして象一頭分の骨格の八〇％と言

歯・下あご われる大部分の骨の出土は見えたが、その決め手ともいえるべき、臼歯の発見はまだなかった。スタッフは必死でその辺一帯を探し回ったが見つからない。最後の場所として、新設の排水溝の下をさぐることを決意し、住友セメントの了解を得て、そこを発掘することになった。排水溝の下にもぐり込んで、二日間の苦闘の末、スタッフのつるはしにコッソリと響くものを感じ、はやる心を押えつつ慎重に掘り進み、つ

いに下あこの骨と臼歯を基礎コンクリートぎりぎりの所から掘り出した。掘り当てたばかりの下あこは排水工事のとき一部は削り取られていたが、大部分は奇跡的に残っていたのである。

これで歯のかみ合わせ面の模様から、この象が初めてアケボノ象であることが確認された。

かなりすり減ったこの第三大白歯から、年老いた象であることが判明した。これは平成五年（一九九三）四月三日の発見で、この発掘調査の画竜点睛を果たしたもののとして、スタッフの献身的な努力とその勘、住友セメントの好意ある取り計らいに深甚な謝意を表したい。

今後の これから後の見通しは次のようである。
見通し。

(一) クリーニング作業——骨の回りについた泥などの汚れを落とす。

(二) 強化作業——アクリル樹脂で強化する。

2 野鳥の森に集う生きもの

四季の 野鳥の森の周辺は、芹川ダムを中心鳥たちに、三九七が鳥獣保護区に、さらにダム周辺の二二が鳥獣特別地区（昭和五六年から）に指定され、野生鳥獣が安心して過ごせる楽園となっている。

野鳥や動物をはじめとして、昆虫の種類もまた、樹木や草花などの種類も多く、自然が豊かな森である。

春

ビクターセンターの前の広場は、サクラの花でいっぱいになる。木々の芽ぶきの中に、小鳥たちの群れがよく見られる。シジュウカラ・ヤマガラ・エナガ・メジロ・コゲラなど、さえずりながら移動していく。しげみの中からはウグイス・コジュケイのさえずりが聞こえる。

ダム湖の水面には、カルガモ・カイツブリが、ダム

〔記録作業——骨の特徴を他の標本と比較しながら調査する。〕

四組立て——欠損部分を補いながら復元する。復元後さらに全体の形を記録する。

これらにかかる日数は〔クリーニングと〕の強化作業は約三ヶ月、〔記録作業に約六ヶ月、四組立ては約二年の歳月を要する。このうち〔クリーニングはもはや終了している。〕

なお組立て後の展示などについては、現在検討中である。と聞くが、われわれ町民としては、奇跡的に賦与された世界の至宝を大切に保持し、斯界垂瀉の要望にこたえる方策を立てられるよう心を込めて切望する次第である。

湖の緑の木の上にはアオサギ・コサギなどが見られる。時折、アオゲラ・キジバトなどが、ダム湖を横切っていく。

ダム湖の回りには、約三・五キロの探鳥路があり、その回りはアカマツを中心とした自然林となっている。道の両側には、シヨウジョウバカマ・オオイワカガミ・タチツボスミレなどの草花が咲いている。シマヘビ・カナヘビなどの爬虫類ともよく出会い、沢治いではタゴカエルが大きな声で鳴いている。

初

夏 湿地ゾーンのヨシ原では、オオヨシキリがけたたましく鳴き、ダム堰堤の草地の上空では、ヒバリがさえずる。山の奥から、ホトトギスの鳴き声も聞こえてくる。

入江の奥の沢治いでは、この時期、オオルリ・キビタキなどに会えることもできる。水辺の木の枝には、カワセミが止まり、時折水の中にダイビングするのが見られる。またヤマセミが、時折水面ぎりぎりを横切

野鳥の森で見られる野鳥のなかま

カイツブリ	留	コジュゲイ	留	ハクセキレイ	冬	コサメビタキ	夏
カンムリ	△	ヤマドリ	△	セグロセキレイ	△	ニサガ	△
カイツブリ	△	キジ	△	ビンズイ	△	ヒガラ	△
カワウ	△	コチドリ	△	サンショウクイ	△	ヤマガラ	△
ミソギ	△	イカルチドリ	△	ヒヨドリ	△	シジュウカラ	△
ゴイサギ	△	ケリ	△	モズ	△	メジロ	△
ダイサギ	△	タグリ	△	カワガラス	△	ホオジロ	△
チュウサギ	△	イソシギ	△	ミソサザイ	△	カシラダカ	△
アサギ	△	ヤマシギ	△	カヤクグリ	△	ミヤマホオジロ	△
アサギ	△	ユリカモメ	△	ルリビタキ	△	アオジ	△
オオハクチョウ	△	キジバト	△	ジョウビタキ	△	クロジ	△
オシドリ	△	ホトトギス	△	トラフグミ	△	アトリ	△
マガモ	△	アオバズク	△	シロハラ	△	カワラヒリ	△
カルガモ	△	ヨタカ	△	ツグミ	△	マヒワ	△
コガモ	△	アマツバメ	△	ヤブサメ	△	ベニマシコ	△
ヒシガモ	△	ヤマセミ	△	ウグイス	△	イカル	△
ヒドリガモ	△	カワセミ	△	オオヨシキリ	△	ウソ	△
オナガガモ	△	アカゲラ	△	メボソムシクイ	△	シメ	△
キンクロハジロ	△	コゲラ	△	センドイ	△	スズメ	△
スズガモ	△	ヒバリ	△	ムシクイ	△	ムクドリ	△
トビ	△	ツバメ	△	キクイタダキ	△	カケス	△
ハイタカ	△	キセキレイ	△	オオルリ	△	ハシブトガラス	△
サシバ	△		△		△	ハシボソガラス	△

留—留鳥 冬—冬鳥 △:よく見られる △:まれに見られる
夏—夏鳥 旅—旅鳥 ○:見られる 周:周辺地で見られる

つていく。山の上の空には、サシバ・ハイタカを見ることもある。

夏

夏には野鳥はやや少なくなるが、ホオジロは、木のてっぺんで大きな声でさえずり、ヒヨドリは木から木へと鳴きながら波状飛行を繰り返す。夏鳥のツバメも岸辺近くを行ったり来たりしている。ほかにもキジバト・トビ・セグロセキレイ・カルガモ・カイツブリなどの留鳥は、夏の野鳥の森でよく見ることができる。

また夏の夜にはトラツグミ・ヨタカの鳴き声が、遠く近く聞こえてくる。

秋

コナラなどの木々は紅葉し、やがて落葉する。そんな林の中をシジュウカラ・ヤマガラ・コゲラなどの群が、えさを求めて移動していく。モズ・カケス・カワラヒワなどもよく見られる。

ダム湖では、平成五年九月にキンクロハジロが記録されている。

冬

冬には、マガモ・コガモ・オシドリ・キンクロハジロなど、多くのカモ類が飛来しダム湖はにぎやかになる。昭和六〇年（一九八五）一月には、オオハクチョウが飛来した記録もある。

探鳥路の回りの林にも、ツグミ・シロハラ・ミヤマホオジロ・カシラダカ・ジョウビタキ・アオジ・イカルなど多くの冬鳥がやってくる。

また、ホンドリリス・ニホンザルなどの動物と出会うことも多い。イノシシの足跡もこの時期よく見かける。

鳥の種類の 野鳥の森が開設された当時、昭和四八移り変わり 年（一九七三）ごろの記録と、最近

（昭和六〇年～平成五年～一九八五～一九九三）の調査の記録を比較すると、山鳥の種類はあまり大きく変化していないが、カモ類を中心とした水鳥の種類に大きな変化が見られる。

最初のガイドブックの鳥類リストでは、オシドリ・

カルガモ・カイツブリの三種類のカモ類しか記録されていない。しかし、ここ数年の記録では、マガモ・コガモ・キンクロハジロ・オナガガモ・ヒドリガモなども見られるようになり、また、これから以後の正確な数値記録はないが飛来数も以前の記録に比べ増えているようである。

水草などの植物や魚類など、えさとなる生物の生息状況の変化があったと考えられる。また、鳥獣特別保護区域に指定されたことにより、危害を加えられることがなくなったことも大きな理由の一つであろう。

ここ数年の中で、きわめて数が増えてきているのが、カワウである。平成三年(一九九一)度において、まれに、一〜三羽見られる程度であったが、平成四年度(平成五年一月)の県の調査記録には、五一羽が記録されている。平成五年(一九九三)一〇月にも七〇羽を記録している。他の鳥類との関係の中で、今後の生息数の変化が気になるところである。

野鳥の森 ダム湖があり、山があり、谷があるとの特徴 いう地形的な条件に加えて、豊かな自然林を有する野鳥の森では、九〇種類という鳥類の記録がある。これだけの鳥類が生息するためには、それを支えるしっかりとした生態系のバランスが必要である。

また、とくに留鳥においては、繁殖していける条件が必要である。

野鳥観察記録 場所：野鳥の森(多賀町一円)

一九八八・一一・二〇

コブハクチョウ、カルガモ、コガモ、カイツブリ、コサギ、セグロセキレイ、ジョウビタキ、ヒヨドリ、シジュウカラ

一九九〇・六・三〇

カワウ二、カルガモ二八

一九九〇・一二・九(一〇〇〇〇)

オシドリ、セグロセキレイ、アオサギ、カルガモ二七、マガモ六二、キセキレイ、コガモ二五、カワウ、コサギ

一九九一・一・五(一三三三〇〜一四四四五)

カルガモ、ヒヨドリ、ジョウビタキ、シジュウカラ、アオサギ、ハシブトガラス、セグロセキレイ、カワラヒワ、コガモ、マガモ、モズ、ヤマガラ、コゲラ

一九九一・一・一二

アオサギ、カルガモ、ジョウビタキ、シロハラ、ミヤマホオジロ、コガモ、マガモ、ヤマガラ、シジュウカラ、イソシギ、カケス、カワラヒワ、アオジ、カワセミ、モズ

一九九一・六・一三(一五二〇〇)

ヤマセミ、コサギ、アオサギ、カルガモ、カイツブリ、ホオジロ

一九九二・一・四(一四三三〇〜一四五)

カルガモ一二四、ヨシガモ二、コガモ三五、マガモ二九、キンクロハジロ三、セグロセキレイ、オナガガモ二、オシドリ七、コゲラ、カケス、エナガ、キセキレイ、ヒヨドリ、ホオジロ、ヤマガラ、イカル、ウソ、キジバト、アオゲラ、スズガモ、ジョウビタキ

一九九二・一・一二(一〇〇〇〇〜)

一九九二・四・一八(一五三三〇〜)

ウグイス、カワウ、カイツブリ、カルガモ、コガモ、ヒヨドリ、マガモ、ツバメ、ホオジロ、シジュウカラ、エナガ、カケス、コゲラ、カワセミ、ヤマガラ

一九九二・四・二九(九二〇〇〜)

コガモ、マガモ、カルガモ、カイツブリ、カワウ、シジュウカラ、ヤマガラ、コゲラ、ホオジロ、ヒヨドリ、ウグイス

一九九二・七・一二(一〇〇〇〜)

カワウ、ホオジロ、カルガモ、カイツブリ、カワラヒワ、ツバメ、スズメ、アオサギ

一九九二・一二・六（一四〇〇）

カルガモ一二〇、マガモ二〇〇、コガモ八〇、キンタロ
ハジロ四、ヒヨドリ、オシドリ一四、カイツブリ四、カ
ワウ、ホオジロ、セグロセキレイ、シジュウカラ

一九九二・一二・一三（一〇〇〇）

オナガガモ、マガモ、コガモ、カルガモ、シジュウカ
ラ、シヨウビタキ、ヒヨドリ、カワウ、ホオジロ

一九九三・五・一（一四三〇）

マガモ、コガモ、カルガモ、オシドリ、カイツブリ、シ
ジュウカラ、カワウ、アオサギ、ホオジロ、ヒヨドリ、
キジバト

一九九三・七・一一（一〇〇〇）

シジュウカラ、コゲラ、ヒヨドリ、アオサギ、ヤマセ
ミ、カルガモ二三、マガモ一、ホオジロ、エナガ、スズ
メ、カケス、キジバト

一九九三・七・一二（一〇三〇）

イソシギ、キセキレイ、キンクロハジロ、アオサギ、カ
ワセミ、カイツブリ、カルガモ

一九九三・九・四（一三三〇）一六〇〇

3 赤染衛門の願文

胡宮神社に伝承される赤染衛門の願文については、
一部町史上巻に所載したが、その詳細については別巻
に譲る計画であった。

それに基づいて、ここではその原文を、古文書所載
方式に則り掲げたいと思う。原文そのままを続けて所
載し、次に現代かなづかいに直訳しこれを意訳として
添えることにした。

次いで衛門の生涯を管見し、その消息を探り、ほま
れ高い大江一族に触れ、最後に胡宮にある衛門の願文
についての考えを述べることにした。

原文 御多賀胡宮

乃ほりて高きうへ津かたより里くたりて
ひききわらへこと起迄子に満ふやみ地にハ

セグロセキレイ、キジバト、シジュウカラ、ヤマガラ、
エナガ、カイツブリ、キンクロハジロ、カルガモ、アオ
サギ、コサギ、ホオジロ、ハシブトガラス

個々の鳥類においては、巢を作るに当たって回りの
環境など、その条件はさまざまである。しかし、環境
の変化に対しては、非常に過敏であり、人為的な開発
行為が、鳥たちに及ぼす影響は大きい。

ヤマセミは、普通かなり上流でしか見られない鳥で
ある。野鳥の森では普通に見られるが、近くで繁殖し
ていることが考えられる。

ヤマセミは、暖流部分の崖に穴を掘って巢を作る。
そういった場所については、とくに人為的な開発など
避けていくような配慮が必要である。他の鳥類につい
ても、同様な配慮をしていく中で、野鳥の森のすべて
の自然を大切にしていきたい。

心乃月ひかりをうしなひおんあいの身越
志る雨に波かたち乃花毛ちりぬ。されハ
かミハ於のへらハ下ハめ乃王らハにいて満た
いとときなく東西毛わかつた年ハ母かいまし
免毛耳に志ら春さ遣ふときハなやめ流
所有にやと肝志みてうた天具あめ
流貌をみてハ玉をもとめし与利毛う
連しく二登せ三とせいせん乃かれら生
育せざりしいせん乃我かたち越思ハハ
鏡乃い徒者れ留かとうたかへと毛子をうら
む流心毛なく外に出る事阿連ハ乳乃
奈かるるとひとし具我思ふにやと者し里
て家に帰り盡ハひ称も春かれらに心を
くたき夜ハ与春からう留を遣るかた越
我にかへてかハける方にかれらを婦させ
花乃ことく月乃やうに思ひて楚多て侍り比
し毛かミ奈る於乃とへらハ思者須毛病をして

いたくなやミ遣れハ母か身と替らハかへら満
ほしく思ひてかな者ぬ世を恨み侍るにそれ
なら春徒ゐに世越者やくなして青き者のこ
春糸ハちり紅葉乃者ゝか身ハ残里ぬ天を
招き地をうかちて血乃涙を奈かしふしてハ
なけき起てハかなしミなんなる淵川に毛我
子乃入ときハ命終しからしと志たハしき毛
なき人ハ日々になうとしとなん今ハせんかた
なくせめて月乃ことく思ひし桂乃をのへらハ
こそい津具乃雲にかくるゝ共花乃ことく思ふ
をんなへしを吹風毛手をもてふせく
心地して楚たて侍るに人乃告遣るハ多賀乃
胡乃宮乃御神こそわきて童子を守らせ
給ふ楚やかしこに満ふてゝ御氏子になして
名をあら多め与と云里け連ハやかてむ
春めをと毛なひまふて侍りて神葉越
満いらせてかくと申す

肝にしみて心が痛む。笑顔を見ては、玉を求めたより
もうれしく、二年、三年以前の彼らの生育してない
時代の、わがかたちを思えば、鏡のいつはれるかと疑
われるくらい容貌がかわつてゐるが、子を恨む心はな
く、外に出ることがあれば、乳の流れるのと同じよう
に、われを思つていてくれるかと気がつき、昼はひね
もす（一日中）彼らに心を砕き、夜は夜すがら（一晚
中）おしめでうるおつてゐる方に自分をおき、かわい
てゐる方に彼らをねさせ、花のようにも、月のように
も思つて育ててまいりました。

その頃しも男の子は思わすも病にかかり、たいそう
悩み苦しんだので、母は自分の身と身替りできるなら
代りたいと思つて、思いのかなわぬ世を恨みに思つた
ものだが、ついに世を早く辞して、青き梢は散り、
紅葉葉は残ることになった。天を招き、地をうがって
血を流し、伏しては嘆き、起きては悲しみ、どこの淵
かどこの川にわが子がいると聞いたら命はもとより惜

守里給へ和光童子乃神神葉

又此御神乃氏子と奈須を子越
神に売となん云里遣れハ

神にう留そたか子になりとなし給へ

わかこ乃ミやとい潮盤於毛ハし

かゝ里遣れハ宮司与りちよと云

名を改めてむね小松と名付

給ひ遣れハ

ちよかけてこ乃身や神乃守らん

むね乃小松乃こたかくそな流

意 訳

身分の優れた高貴なお方から、身分の低い私のよう
なもので、子に迷う闇路には心の月も光を失い、思
愛の身を知る雨には、美しい花も散ってしまう。その
ため、上は男の子、下は女の子で、まだあどけなくて
東西もわきまえず、母のいましめも耳にはいらず、叫
ぶときは何か工合のわるい所でもあるのでないかと、

しくはないと思うのに慕わしい人も、なき人々は日々
にうとくなつてゆくのを今はどうすることもできな
い。せめて月のように思つていた男の子は何処の雲に
かくれてしまったか、花のように思う女の子だけは、
吹く風も手を以てふせぐような気持ちで育ててゐる
と、ある人が、
「多賀の胡宮の御神こそは、特別御子をお守り下さい
ますよ、かしこに詣でて氏子にしたらつて名を改め
てもらつてはどうですか」といったので、早速、娘を
伴つて神葉をまいらせこのように申しました。

「守らせ給へ和光童子の神かぐら」

また、この御神の氏子となすことを

かみに売るとおっしゃったので

「神にうるぞ、たか値になりとなし給へ
（わがこのみや）
わかこのみやと今は思わじ」

こうして宮司よりちよという名を改めて

「むね小松」と名付けたので

「ちよかけてこの身や神の守るらん
むねの小松のこだかくぞなる」
(胡弓)

衛門の生涯

赤染衛門の生涯を辿ってみよう。

夫匡衡との結婚は貞元元年（九七六）

のころではないかと言われている。翌年には長子學周が出生し、江侍従は寛和二年（九八六）に誕生している。もう一人の娘は正暦元年（九九〇）に生まれているので赤染は三三歳ぐらいで子育ては終わっている。

夫匡衡が国守として地方に下向するに従い、任地にあること数度に及んだ。

当時はいわゆる才媛輩出して一世を風靡した中で、その名声は必ずしも彼女らのように華やかではなかったが、衛門は家庭的には恵まれて貞淑な生涯を送った。

長和元年（一〇二二）夫の死去の後、慎しい生活を送り、事あるごとに贈答歌を捧げ、彼女が存在を示

している。寛仁三年（一〇一九）の學周が和泉守となつた年、衛門は出家したのではないかと言われている。紫式部や清少納言が比較的早く病没したのに比し、彼女は年をとってもなお健在で、長元元年（一〇二八）齢七〇歳を超えて、藤原道長をしのび、歌を捧げ、かの有名な『栄花物語』の編集にもたずさわったのではないかとされている。

長元六年（一〇三三）、かつて仕えていた倫子（道長の正室）の七十賀が賀陽院で行われたとき、屏風歌を詠み奉った。同八年（一〇三五）関白頼通の歌合せにも臨み、出詠した歌が残っている。

また長久二年（一〇四一）大江家の曾孫匡房が誕生した。衛門は早速これを祝い、将来をおおいに期待して喜びの歌を詠んだ。年八四歳であった。彼女は老いて益々さかんで、長久三年（一〇四二）関白頼通の要請を受けて『赤染衛門集』を作成して献上した。八六歳の年であった。

彼女の没年は不明であるが、永承元年（一〇四六）學周が没しているのでおそらくそれに前後して、清楚な長い生涯を終えたものと思う。

匡房は彼女の期待どおり、幼時より刻苦勉強しひたすら学問の道を究め、儒者として歌人としてのみならず、天皇の侍説として補佐の重任を果たし、縦横の活躍をし、当時随一の大儒と仰がれた。

このように大江の一族は他の才媛の家柄に比し、榮譽の家系と称えられた。

赤染衛門についての著作を二、三拾ってみよう。

『赤染衛門集』（群書類従第二七七）には次のような記載がある。

おはりへ降りし 七月ついたちころにて、わりなうあつかりしかば、相坂の関にて清水のもとに涼むとて

越はては都も遠くなりぬべし 関の夕風しばし涼まん
大津にとまりたるに 網ひかせみせんとてまだ暗きよりおりたちたる男の子どもあわれに見えしに
朝ほらけおろせる網の綱みれば、苦しげにひくわざにありける（中略）
七日、えち川という処にいきつきぬ。岸にかりや作りて おりたるにようさり月いとあかう波音高うておかしきに 人はねにたるにひとりめさめて
彦星は天の川原に舟出しぬ 旅の空には誰を待たまし
又の日 あまつという所につきぬ（中略）

『愛知郡志』（昭和四年愛知郡教育会刊行）には、『赤染衛門尾張行愛智川の宿泊』と題し次のように記載されている。

赤染衛門は有名なる歌人にして、赤染時用の女なり、初め摂政藤原道長の妻倫子に仕へ、後大江匡衡

に嫁す。長保三年（一〇〇一）七月、夫匡衡の任国尾張へ行かんとして、七日の夜、愛智川畔に宿す。月明にして、河流恰も七夕に相当せしかば、旅窓に一首の和歌を詠じたり。

彦星は天の川原に舟出しぬ。旅の空には誰をまたまし

と彦星が一年一度の天の川原の会合を詠じて己の旅情を述べたり。（中略）その後衛門はなお一度尾張に下りしこと赤染衛門集に見ゆ（寛弘六年—一〇〇九）。

大江家一族 上村悦子氏の『赤染衛門』という著書により衛門の婚家大江家一族を明らかにするとともに、衛門の願いをかけた曾孫匡房の生涯を詳かにしたい。

衛門の夫匡衡は祖父維時のようになりたいと奮勵努力したかいあって、文章博士・東宮学士・一条天皇の

即座に作詩したので師房は参内のついでに後冷泉天皇にこれを奉ったところ、御感銘めならず学問料を下賜された。

また匡房一二歳のとき（永承七年—一〇五二）、関白頼通が造営する宇治平等院の地形の検討に師房と共に行ったとき、この地では大門の四足北向きでなくては不便だが、北に大門を作った例があるかと頼通が師房に尋ねたところ、師房は知らないが匡房なら知っているはずと言ったので彼に尋ねた。すると、天竺の那蘭陀寺、震旦の西明寺、日本の六波羅蜜寺と即答して頼通を賞嘆させたという（十訓抄・古事談）。

頼通に学才ある少年と認められた匡房は一六歳のとき文章得業生となり、一七歳で丹波掾に任ぜられ、二〇歳で治部少丞、二七歳で東宮学士となり、後三条・白河・堀河三天皇の師となった。治暦四年（一〇六八）四月後三条天皇践祚とともに藏人に補せられ、二八歳の延久四年（一〇七二）四月、白河天皇即位とともに

侍読となり、敦康親王の侍読を務め、敦成（後一条天皇）・敦良（後朱雀天皇）両親王の御名を撰び、長保・寛弘の兩年号を勅進し、「名儒比肩するものなし」と謳われたが、ついに上達部に列する宿願を果たすことができなかった。妻赤染はこうした匡衡の心情を知悉して、ただに、道長の正室倫子に仕え、内助の功を何かと尽くしたが、やはり望みはなかった。

息子孝周も匡衡や赤染のおかげで藏人となり、後一条天皇の御書始にも侍読・東宮学士・文章博士・和泉守等の国守にもなった。

孫成衡も従四位上・大学頭・信濃守になった。このように代々儒家として家名を守ったが、いずれも公卿となることはなかった。

曾孫匡房は幼時から書に親しみ、八歳で史記・漢書を読解し、一一歳で詩を作り神童と呼ばれた。一一歳のとき、右大臣源師房の邸に伺い、師房の出題に対し

新帝藏人・東宮学士に補せられた。承保元年（一〇七四）美作守に任ぜられ、應徳元年（一〇八四）六月左大弁に転じ、翌二年四五歳の二月勘解由長官を兼ね、東宮学士を離れた。寛治二年（一〇八八）四八歳で正三位、周防権守を兼ね、参議に任ぜられた。

寛治八年（一〇九四）五四歳で従二位権中納言となるが、これは大江家にとって匡衡の祖父維時以来の顯職就任である。撰関の家生まれ、幼時より刻苦勉勵し、ただただ学問の道にひたすら努力を重ねようやく榮位にたどりついたのである。

承徳元年（一〇九七）五七歳で太宰権帥を兼任。翌年九月下向し、康和二年（一一〇〇）筑前安楽寺内に満願寺を建立し、同三年八月菅原道真の配居浄妙寺において菅公の靈を慰めた。康和四年（一一〇二）正二位となり任終わって帰京。天永二年（一一一一）大藏卿に任ぜられたが、一月出家し、晩年の日記を焼かせた後、戌の刻没した。七一歳であった。

このように儒者として歌人として人々に抜きん出る活躍をする一方、政治家として三代天皇の侍読として補佐の大任を果たし、さらに貴族社会のあらゆる面での指導者として、七〇年の生涯にわたって大活躍をした。

彼の誕生を二首の歌を詠んで祝い、その将来に望みをかけた曾祖母赤染衛門の願いに見事にこたえたのである。

胡宮にある衛門 赤染衛門の願文と言われるものの願文について 胡宮神社に大切に保存されている。

それはいつのころどうして伝わったかは不明であるが、莊重な軸物に仕立てられて風格あるものである。文字は流麗と言うべく、濃淡併せ用い一気呵成にようにどみなく書かれていて、とどまる所がない。私たちの率直な所存は、これがいつごろ書かれたものであるのか、誰の手によって書かれたものであるかを確認した

いたのであった。

それを判定する人として平安朝の女流文学に明るい上村悦子氏を選んだ。しかし上村氏は都合で、山中裕氏の紹介を受けた。

山中氏は東京大学史料編纂所の教授、関東学院大学教授を経て、現在調布学園女子短期大学教授で、平安文学について多数の著書もある平安文学の権威者である。この先生に先の難問を呈上し、多大のご尽力を得ることになった。

氏は前々から関係の深い史料編纂所とも連絡をとる時間的余裕が必要ということであった。

このほど次のような内容の信書を受けることができた。

さて、赤染衛門の願文について、史料編纂さん所の幾人かに相談したが、彼らの考えも私の考えと同じであって、あれが当時のものであるという結論は出しかねる。筆跡もなかなか結構ではあるが、これが

平安朝のものであるという結論も出しかねる。従って赤染衛門の自筆であるかどうか何ともお答えできない。

やはり今の段階では大事なものとして、その伝承を大切に保存されるようとのことである。

私たちは、冷静にこれを受けとめて、伝承を大切に今までのように対処したいと思う。

この話が出て願文の信憑性について二、三年ほどいろいろ論じたり、期待に胸をふくらませたりしたが、この間の時の流れは決してむだではなかったと思われる。東京大学史料編纂所にも相談いただき、山中先生にはできる限りよい結論を下すべく努力していただき、当方の心情に細心のご留意を賜ったことに厚くお礼を申し上げます。

4 秀吉からの朱印状

「秀吉の朱印状」は、久徳村共有文書で芹川水論の起源を知る唯一のものである。この文書は庄屋が代々受け継ぎ、現代では大字久徳区長が保管している。同文書には紀年がないので、この文書で出てくる人物の経歴を追うことによって、その紀年を推定する資料にしたい。

就用水之儀

前之儀者不入候、向後

河尻与四郎其方

三分一高宮へ

申分在之由候、先

用水可相通候、為其

年与兵衛尉並

申越候、恐々謹言

左近兵衛尉時、美濃

筑前守

双方之中分間届

七月廿三日 秀吉(朱印)

相済候由候、所詮最

久徳新介殿 進之候

これが秀吉の朱印状であるが、その水論の内容に關連する文書はないようである。簡潔な文章に六人も人物が明記されているので、これらを追って、年代を詰めてみたい。

人物を順に記すと、河尻与四郎・久徳新介(其方)・与兵衛尉・左近兵衛尉・美濃守・筑前守秀吉となる。同文書は秀吉治世下のものであるが、登場人物を見る限り、信長時代をも含めて考察したい。

同水論が久徳村と高宮村との間に起こったものであることは、既述『多賀町史』(上巻)されているが、ここで注目されるのは同文書に、高宮村関係者の氏名が見当たらないことである。紀年号を尋ねるのに、有力なものの一つであろう。「多賀大社文書」に、次のようにある。

一 多賀社中並地下之儀、任御朱印(信長)之旨、相拘上者、誰々雖_レ兎角申_一、一切不可有_二承引_一事、一 高宮衆預物、今度相改上者、向後別人申分不可_レ

相当の武將であったようで、「多賀大社文書」のほか、「高宮寺文書」や「専行寺文書」に残り、「信長公記」に散見する。

この朱印状によると、最初の当事者は与兵衛尉と左近兵衛尉である。左近兵衛尉は久徳宗重であり、久徳城主久徳左近大夫実時の弟で、永禄三年(一五六〇)三月、長政が久徳城を攻めたとき、兄実時の戦死を見たが、弟宗重は激戦下にも死を免れることができた。

この左近兵衛尉は元亀元年(一五七〇)六月二六日、信長から忠節の褒賞として、多賀庄・石灰庄・敏満寺領の諸入免、都合三、〇〇〇石分を支配する黒印状を手に入れている。同年暮には、高宮左京亮宗光が長政の命令で、再び久徳城を攻めたが、宗重はこれを敗北させ、翌二年正月、信長から「尤も心能く候、当春早々退治せしむべく候条、油断なく馳走簡要に候、猶、木下藤吉郎申すべく候、謹言」と、激賞された。

十数年後の天正一一年(一五八三)にも、宗重は引

在_レ之事、

一向後尾州・濃州衆、対_二社中地下_一、自然申事在_レ之者、神官之儀者不_レ及_レ申、相_二語近所衆_一拘置、佐和山江可_レ有_二注進_一、速可_二申付_一之事、

丹羽五郎左衛門尉

(一五七二)
元亀元年九月廿五日

長秀(花押)

河尻与兵衛尉

秀隆(花押)

これによると、これまで馬場氏や不動院覺鐘の鑄造の寄進者に名を連ねるなど、当地方に影響力のあった高宮氏が元亀元年(一五七〇)一二月滅亡を知ることができ、高宮村に高宮氏に代わる土豪などなく、隣村などとの争いなど紛争のあった場合、佐和山城を預かった者がその当事者を勤めたことと理解される。この時の城主は、丹羽長秀であった。長秀は元亀二年(一五七二)三月から天正一〇年(一五八二)七月までその地位にあり、後任は堀秀政であった。与兵衛は

き続き、さきの信長と同じく秀吉から三、〇〇〇石を安堵され、信長死後も秀吉の信任を得ていた。「家田家文書」によると、

江州大上郡内所々知行目録事

多賀庄内

一 千四百九拾四石三斗	多賀庄
一 三百五拾三石五斗	一 円庄
一 二百三拾三石	野田村
一 二百石七斗	大 村
一 二百五拾石	四つのはた
一 五百拾九石	屋形村
合 参千石	

天正拾壹年八月朔日 秀吉御黒印

久徳左近兵衛尉殿へ

とあって、多賀から西北部を支配している。なお、石田三成は天正一八年(一五九〇)の七月に、佐和山城主となり、大上から伊香までの四郡に封ぜられたが、

当時これには秀吉の直轄地が七万石もあったというところで、この知行地もその一つであったのだろうか。当巻第三編に紹介する大音新介の文書に關係するかに思惟されるためである。

左近兵衛尉と与兵衛とを裁いたのは美濃守である。当時にも美濃守は寡聞ではあり、数人を挙げて確定することは困難であるが、当件に最も近い者として秀吉の弟秀長が挙げられよう。彼は美濃守と称し天正一年四月の賤ヶ岳の戦いに備え、前線を指揮していた。秀吉から美濃守にあてた戦線布陣の留意点を記した書状が残っていることから察すると、美濃守の当地方の活動が推測されるからである。秀吉は長浜町民を「里の者」といってこのうえなく愛着をもち、その訪問を相好をくずして迎えたという。数々残っている文書や史実はそれを裏づける。

秀吉の事業や戦いに臨む人の動員の鮮やかさは、他に抽き出ること比類なく、また動員された者も彼に

必死に対応した。賤ヶ岳の戦いにも、宿老は人質を出し、兵糧・彈藥などの運搬に壮年者はことごとく進んで参加して、戦果を挙げたという。このような姿勢は人心を掌握し、天下統一という難事業をやり遂げる基本になったのであろうか。高宮・久徳の水論もその例外ではなかったと思われる。

美濃守の裁決はどのような不満があったのか、次いで河尻与四郎と久徳新介による第二ラウンドへ移る。その時期はいつであったか、特定できる史料はなさそうである。ここでも両者を追って推測の資としたい。両者に共通することは、共に資料に乏しいことで後世の研鑽に待ちたい。

与四郎は河尻秀長で、直次・宗久とも名乗っていた。秀吉に仕えて、小牧の戦い「天正十二年（一五八四）」や九州征伐「天正一五年（一五八七）」に従軍し、関ヶ原の戦い「慶長五年（一六〇〇）」で戦死したと伝えられている。一方新介は左近兵衛尉の弟で、久徳新

介宗頼である。天正一七年（一五八九）に没している。

因に秀吉の文書は、藤吉郎秀吉・羽柴藤吉郎秀吉・筑前守秀吉・豊臣秀吉と名は種々あるが、花押のものが多く、朱印のあるのは天正一一年（一五八三）以降である。長浜町人中へあてた書状は天正一二年（一五八四）、多賀不動院へは同一四年（一五八六）が朱印状の初見であった。

久徳城主左近兵衛尉の兄左近大夫実時の娘は、高宮三河守豊宗の長男三河守頼勝に嫁している。化粧の水とも茶の水とも称して、嫁入り荷物の一部であったという。頼勝の子刑部左衛門勝義（天正元年Ⅱ一五七三Ⅱ八月二八日没）の娘を娶った新介であるが、同荷物が大きすぎるとも不満を持ったのであろうか。秀吉は明快に三分の一と規定して事は収まった。

その後、両村の水論は元禄時代（一六八八～一七〇四）を過ぎて宝永年間（一七〇四～一一）辺りから、敵しさを増し、芹川ダムが完成した昭和三十一年（一九

五六）五月まで連綿と続いたのであった。

以上から総合的に勘案してみると、大胆ではあるが、水論の始まりは天正四年（一五七六）ごろとなり、天正一一年（一五八三）秋以降翌春にかけてか、それに近い年月にこの朱印状が出されたものと推測される。

5 諸旧家の系図

(1) 新谷家系図

本国大和国十市郡等弥郷盤余

祖神若按神社 在大和国十市郡按井郷谷村

産土神 多可二座大社 多賀 胡宮

家紋 向鶴

替紋 丸内華菱

廣根姓

神武天皇より第四九代

光仁天皇

(忠實)
天智天皇御末宮施基皇子なり。
天下を治めて一二代。

桓武天皇

早良親王

内親王四人

○廣根朝臣諸勝

從四位下照八等
廣根姓を賜い大和国等弥郷に居す。
(八〇七)
大同二丁亥年八月一九日逝去。

廣根綱勝 從五位下伊勢守

○廣根義勝 (八九三)
從七位下内舍人(うちとねり)
寛平四壬子年三月一三日逝去。

女
尚侍良子 陽成天皇に奉仕す。

安勝 從五位下 元勝 從七位下

○滝勝

大初位上
陽成天皇御宇元慶元年近江国大上郡多可神社二座神宮職に安置され滝勝を以て神官となす。
(八七七)

○峯勝

○富勝 勝世

○勝重

○文勝 盛勝

則勝

○高勝

○仲勝

○友勝 光勝

○勝和

從六位下神官

近衛天皇御宇康治元年神官再置され此時多賀莊内久徳住居。久寿二乙亥年卒。
(一四二)
(一五五)

○棟勝

從七位上神官二座正殿預り。

応保元年辛巳年一月二七日敏満寺伽藍始めて焼失。長寛元癸未年六月九日卒。
(一六六)
(一七三)

源賢阿闍梨

敏満寺学頭
東行房少将公

三位融賢房

小納言賢承房

大貳公胤賢房

二位賢実房

○勝春

從六位神官

仁安三年敏満寺并大社二座再建成就勅命に仍る。安元二年九月一四日逝去。
(一六八)
(一七〇)

觀連房

西明寺衆徒

勝寿

八重輝太郎

○光勝

久徳中務從五位下
神官多可莊公文所

木曾左馬頭義仲の招きに応じ国中の勢を供し愛智川にて平氏の軍と戦う。然し仰に依って太夫房覺明に属し軍勢を引率し比叡山に登り入洛し軍功あり。寿永二年癸卯四月九日戦死。
(一一八三)

勝長 久徳兵衛太夫
神官正殿預り。

康勝 久徳左近大輔

則勝 久徳氏祖

○勝恒

新谷右近大輔
多賀二座神官權神主從八位上

本山東大寺三綱衆の嚴命により敏満寺公文所に三ヶ年相勤の公文状下しおかる。源義仲朝臣に随仕し軍功あり岩倉郷内を賜う。承元四庚午年一〇月逝去。法名寛伝。

太夫公俊尊坊 敏満寺衆徒

勝永 大岡神主

九郎太夫大岡北川の祖

○勝選

新谷丹後介從八位上
敏満寺公文所二箇年

経行 藤田太夫神官

○氏勝

新谷太郎後式部充に改む。
神官敏満寺下司

本山東大寺の殿命により敏満寺の四至(しよし)に御監、多賀二座の神地・別社・振社・末社の四至等を詳かにし東大寺に呈進する。時に文應元年二月である。

○榮勝

新谷藏人兵衛尉
公文所

永尊

敏満寺衆徒 清方 山田太郎
侍従公

○孝勝

新谷権弥宜中務少輔
多賀莊公文所

正慶元年一〇月二九日敏満寺衆徒東軍に属し池寺(西明寺)を攻む。仍て大上河原で数日合戦する。この時地侍の衆池寺衆徒に馳せ加わり相防ぐ。味方敗軍により引退く其夜池寺の衆徒敏満寺に寄せ悉く火を放つ。これにより衆徒神官悉く討死にする。同一月一日多賀社頭四至炎上する。法證盛光院殿法屋欄清禪定門。

○純勝 新谷但馬守從五位下
二座社頭正殿預神主

足利將軍源氏公のご志願により敏満寺并に兩社頭堂塔を造営、奉行本山東大寺沙門尊真僧都である。貞和二年八月經事成就。応安六癸丑年一月九日卒。法證勝了院殿性觀禪定門。

般若坊賢淳

女子 神官河瀬左京亮某妻

○貞保

新谷若狭守從七位下
右衛門太夫神官

応永一三丙戌年十一月九日卒。法名正預神官通年大禪定門

○綱久

新谷越前守
敏満寺下司

本山衆徒の殿命により応永三三年敏満寺大御堂・講堂修葺の奉行佐々木京極近江守高秀である。公文高筑彈正左衛門尉長置、嘉吉三癸亥八月法号源雲寺榮光東照禪定門。

女子 赤田備中守妻

女子 石島左近大輔妻

行重

太郎兵衛尉
向倉公文所藏成養子

○治勝

新谷日向守正殿預神主
敏満寺公文所

江北の大守京極お屋形に属し伊吹山太平城在番相勤めまた、南都本山出動、文明九丁酉年一月一九日卒

正官公久治勝日向公禪定門

算胤房

敏満寺衆徒

光満房

同

西之房

同

上総義秀公 同

○勝昌

新谷越前守公文所
(五二〇)

永正一七庚辰年六月九日卒

正官預越前公蓮心大禪定門

妻尼子村主尼子但馬守某女

女子

敏満寺衆徒下野公演真妻

女子

東柳次良右衛門尉某妻

○勝郷

新谷伊豆寺後右衛門改
公文所神官

江北大守京極お岐守高岩君の麾下となり数度出陣する。享禄二年百々隠岐守と境目を争い月ノ木河原表に於て合戦の刻出陣先駆して高名あり。天文五年七月二六日久徳左近大輔と争戦して軍功を顯わす。同二癸丑年四月二日卒。法名公文龍勝大禪定門。妻安孫子日向諸道息女。法名智慶妙善禪定尼。(五五五) 弘治元年一月二日卒。

○勝経

新谷伊豆守・敏満寺公文所
神官職

(五六二)

家老 杉岡左衛門尉重元
北村三郎兵衛尉政常

永禄五年九月四日、久徳左近大輔実時江北の京極殿のお方に叛き、江南の観音寺城主六角左京太夫義実の味方となる。これによって時を移さず浅井備前守長政は八千余騎の軍勢を引率して久徳城に押し寄せる。数日攻戦したが一城を突かれ落去した。仍って敏満寺の衆徒や神官など久徳の一味である。故に浅井軍忽ち敏満寺に押し寄せた。この時衆徒ら惣大門前にてこれを防禦したが敗軍に及ぶ。浅井勢勝に乘じて院内の坊舎に兵火を放つ。この刻味方は字頭豊一坊、同学侶光満坊以下百二

○坊舎悉く炎上した。新谷伊豆守、同下司左衛門太夫前公文出羽守凡そ其勢八百余人皆戦死した。同九月五日、多賀大社諸伽藍に炎上し神官坊舎悉く破壊した。
この日、新谷伊豆守は重傷を負い山中に入りて自殺する。
法名玉台院殿公文照清禪定門
妻、久徳左近大輔実時女智道禪定尼
(五二八)
享禄元年一月一七日卒

○勝虎 新谷越前守
神官敏満寺公文所

敏満寺破却の刻、寺産の宝物、旧記録等散佚した。その身も重手を負い、大君々畑に引退し、保養し庇は全瘡す。浅井殿僞意を加え、召出され、旧例の如く神官職申し渡しあり。永禄六年社頭遷宮、浅井殿より敏満寺門前・藤瀬・萱原三ヶ村の寺領を拝領する。
(五六八)
永禄一年九月二〇日平相公信長敏満寺四至封疆地除を仰せ渡さる。
(五七三)
天正元年九月四日佐和山で拝謁を賜る。信長公は社領として旧領三ヶ村を下さる。
(五八九)
同一七年佐和城主堀左衛門督秀政殿の与力侍この

刻屋敷地免除を申し渡さる。
(五九八)
天正一九年一月一日卒
法名岳照院宗観大禪定門
妻今村帯刀正則息女文禄二年(一五九三)八月卒
法名妙慶禪定尼
女子 神官久徳左衛門尉富貞妻
女子 樺次郎太夫定房妻高宮住人
正勝 新谷源左衛門尉

○勝利 新谷伊豆守

(五九八)
慶長元年公文所屋敷免除同一八年七月三十一日卒
法名空意道順大禪定門 妻山田織部進種元女。
(六二〇)
元和六年八月一日卒 法名妙顯禪尼

○実勝 新谷伊豆守後多郎兵衛と改む
住居敏満寺村古屋敷

(六四一)
寛永一八辛巳年八月六日卒 法名一法道閑居士
妻百々孫左衛門側政女万治二己亥年七月二日卒
法名紹岩清隆大姉

○直勝 新谷平右衛門(平次郎家)

○富勝 新谷多郎兵衛(太一家)

家、下欄は新谷多郎兵衛家である。

〔新谷多郎兵衛系〕

◎富勝

新谷多郎兵衛
寛文一一年(一六七二)卒
妻、小菅伝左衛門女
延宝三乙卯年(一六七五)卒

◎矩勝

新谷多郎兵衛
寛文七丁未年(一六六七)卒
妻、貞享四丁卯(一六八七)卒

◎宗勝

新谷多郎兵衛
深く仏道に帰依し、永源寺南嶺管長の参徒、一翁宗味居士である。
宝永四丁亥(一七〇七)卒
妻、享保九甲辰(一七二四)卒
夢堂恵説禪寺
松雲開山前住永源大和尚法徒
享保六辛丑(一七二二)卒

ここで新谷家は大きく両家に分離する。以下 上・下両欄に分けて略記する。すなわち上欄は新谷平右衛門

〔新谷平右衛門系〕

○直勝

新谷平右衛門
寛文六年(一六六六)卒
妻、同一一年(一六七二)卒

○由勝

新谷平右衛門
元禄九年(一六九六)卒

○重勝

新谷平右衛門
宝永七庚寅(一七一〇)卒
妻、寛保二壬戌(一七四二)卒

○延勝

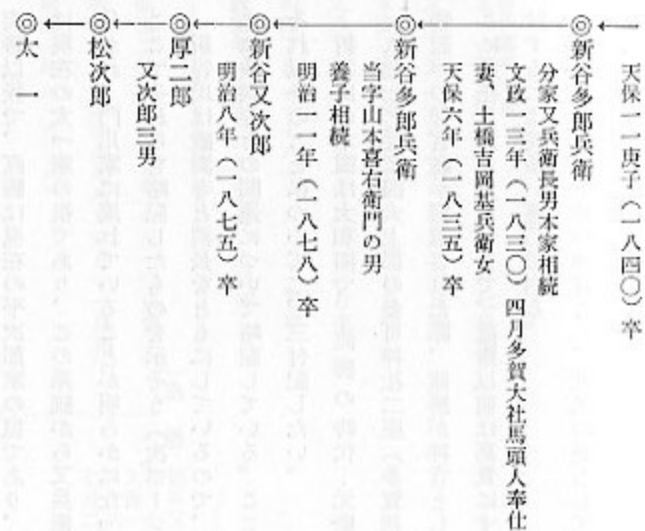
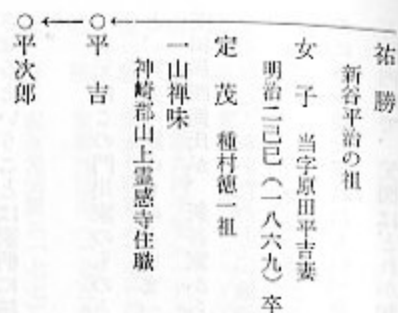
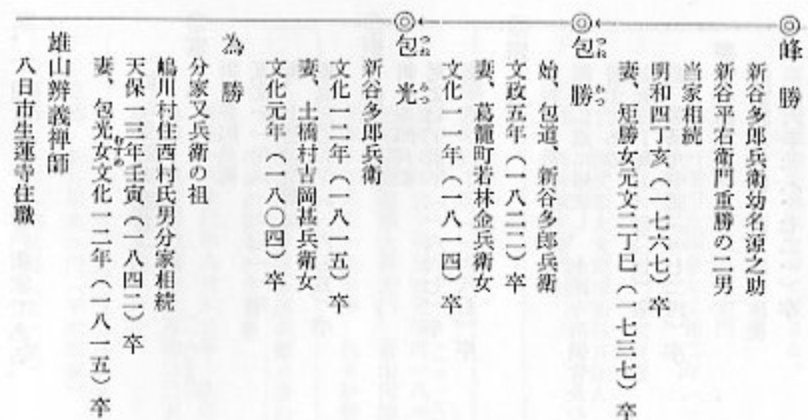
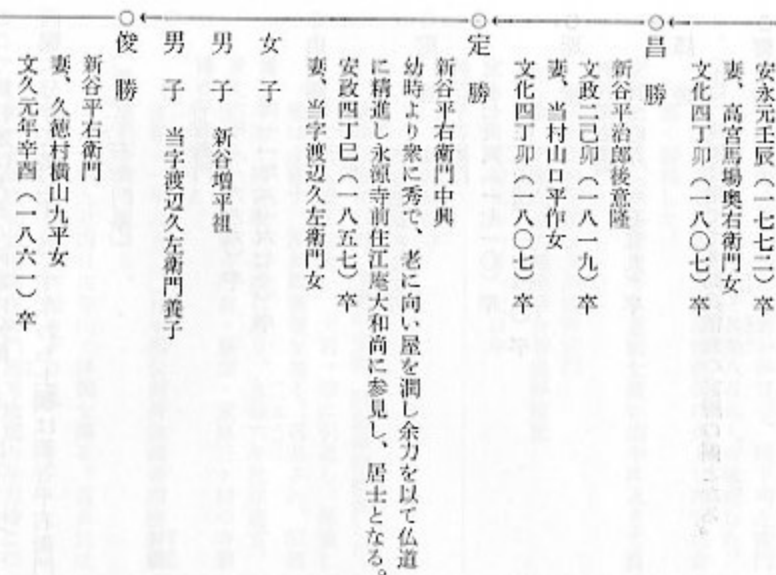
新谷平右衛門
宝暦九己卯(一七五九)卒

○峰勝

(注) 峰勝は出でて多郎兵衛家の宗勝の嗣となる。

○庸勝

新谷平右衛門



解説 新谷家系図にそえて
新谷氏系図 この解説は町史上巻四一九ページ以下

を参照されたいが、ここではそれに基づく考えを深く
考察してみたいと思う。

敏満寺で、新谷氏の子孫と自称するいわゆる新谷家の一族で系図を持っている家柄は二、三にとどまらない。敏満寺の新谷家だけかと思っていれば、水谷の門川利男家にも新谷家の系図があると聞かされて一驚しているが、詳細を開けば、門川家の妻女は新谷家の出であって嫁入りの際の持参品の一つとして持ち来たもののようである。嫁入りのとき、簞笥、長持を持参させるのは古くからの慣習のようであるが、系図を持参させるということは家柄に誇りを持っている証であろう。

手元にこの門川家のものと、新谷平次郎家のものと、同太一家のものといま一つ今から四、五十年前、安田孫四郎氏が、新谷家から借りてきて一緒に見たのを記録しておいたのと『敏満寺史』所載)合わせて四通ある。これらを逐一検討してみると、『敏満寺史』の多少略記されたものが発見されるのは、ほとんど同内容で、元図はどれか知る由もない。それをもと

に引き写したもののようで、書体は各家によって異なっている。

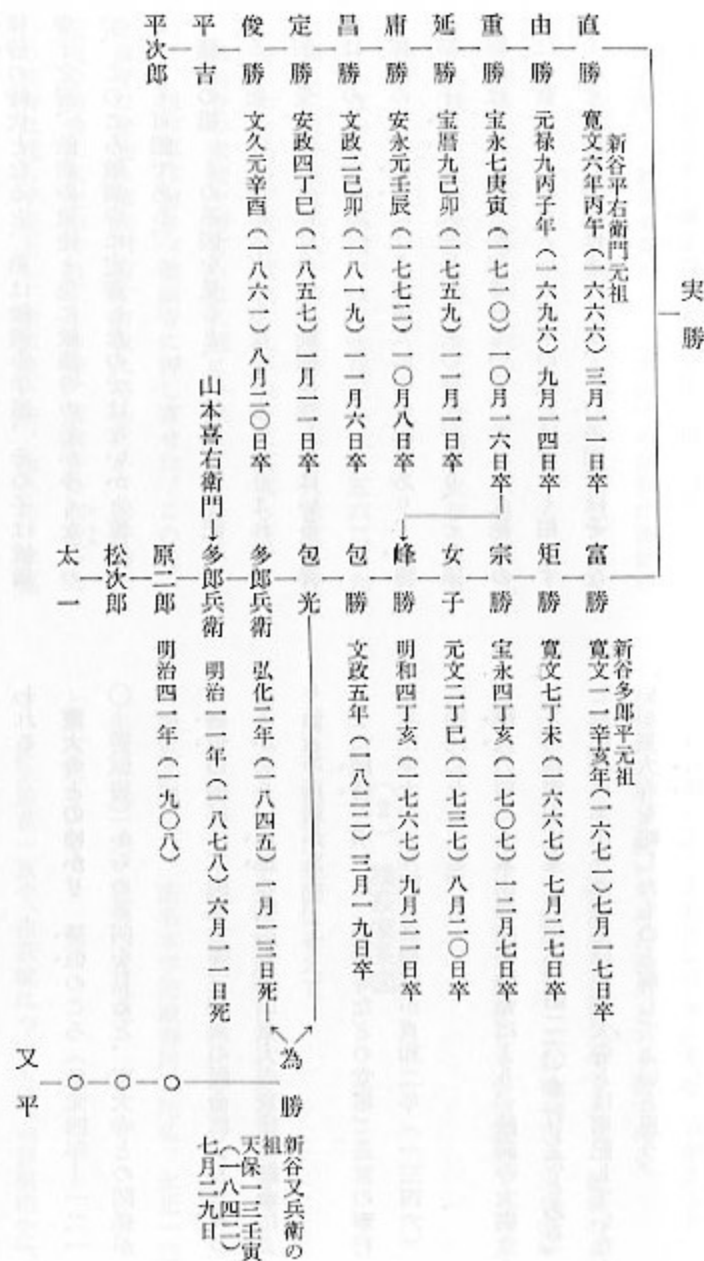
内容が変わるのは寛永一八年(一六四一)に歿した実勝以後で、直勝は現在の平次郎家の祖であり、富勝は現在の太一家の祖であり、この系統から又兵衛家が分かれ、門川家に流れていることが明らかになった。

ここでそれらを略記したものを示そう(次ページ)。

新谷氏は敏満寺と消長をともにしているので、町史には敏満寺との関連について略記している。ここではそれ以外のことについて二、三付記したい。

新谷氏の本国は大和国で、滝勝の時代(元慶元年(八七七))近江国犬上郡の多可神社二座(多賀宮と特記)の神官職が定置された際、滝勝が神官としてここに赴任したと見るべきで、滝勝以前は高貴にすぎ検討するには畏多い感じである。

滝勝以降は産土神の神官とし、庶民の長として相まみえたようである。



勝和の時の住居は多賀荘内久徳村となっているが、棟勝の時代となると、弟は敏満寺学頭、その子は敏満寺下之房、敏満寺衆徒と急に敏満寺の名が多くなるので、このころ敏満寺に定着したのではないかと憶測することも可能である。

諸家の祖 この系図を見ると、〇〇氏の祖と記している人物も二、三にとどまらない。もとよりこれを全面的に受け入れるには多分の疑問は残してはいるが詳細は次のようである。

棟勝の末子勝、寿には八重練太郎の付記があり、光勝の第一子勝、長には久徳兵衛太夫の付記があり、その孫則勝には久徳氏祖と明記されている。これは久徳氏の祖は多賀氏から出たという従来の説とは著しく相違するもので検討の余地はあるが、この系図ではそうなっている。

なお光勝の末子勝、永には大岡北川の祖と付記されている。

これら三件については今後の研究課題であらうと思われる。

東大寺とのゆかり 勝恒のころ（承元四年—一二二〇—勝恒歿）からの系図を見ると、東大寺との関係が目につく。

勝恒の項には本山東大寺三綱衆の厳命により云々の記事があり、氏勝の項にも本山東大寺衆徒の厳命により云々の所載がある。

また純勝の項には、敏満寺などの堂塔ご造営の奉行を本山東大寺の沙門尊真僧都が貞和二年（一三四六）に勤仕したとある。

綱久の項にも本山衆徒の厳命により、敏満寺大御堂などの修復を応永三三年（一四二六）奉行したとある。これは単に本山とあるだけで東大寺とは明記していないが東大寺を略したものと思ふ。

次の治勝の項には南都本山勤とある。治勝は文明九年（一四七七）逝去しているので、その前後まで、東

大寺とのゆかりは固く結ばれていたと解してもよいと思う。

久徳落城と敏満寺兵火 この系図での庄巻は勝経の項の付記であらう。時代は永禄五年（一五六二）となる。

久徳落城は永禄三年（一五六〇）三月一六日という説が『浅井三代記』を中心に地元で根強く流布されている。

それなのにこの系図では、永禄五年（一五六二）九月四日、浅井長政が八千余の軍勢を引率し久徳城に押し寄せたとある。数日抗戦したがいに落城した。

敏満寺の衆徒や神官らは久徳に一味していたというので、浅井軍は急ぎ敏満寺に押し寄せた。この時、

敏満寺の衆徒らは大門前で防戦に努めたが、浅井勢は院内の坊舎に火をかけた。この時、敏満寺の御藍一二

〇の坊舎は残らず炎上し、学頭豊一坊、池の坊、学侶光満坊、新谷伊豆守、同下司左衛門大夫、前公大出羽

守などその勢八百余人皆戦死したのである。

これがいわゆる同時説で、久徳落城と、敏満寺炎上と同時に引き続いて行われたという説である。

これに対し、久徳落城が永禄三年であり、敏満寺炎上は永禄五年とする説がある。これは『浅井三代記』はじめいろいろの古文書を駆使しての憶説で、今のところいづれとも決しがたい。

(2) 猿蓑家系図

解説 猿蓑氏系図にそえて

1 大字猿木の中に城屋敷と言われる一角が残り、初代猿蓑城主の墓であると言われる墓石がある。

猿蓑左門宗行、法名本学院殿寿阿弥陀仏、永正三年（一五一六）五月二五日歿と刻まれている。

2 城主猿蓑一族や、猿蓑城については、『彦根市史』、『高宮町史』、『淡海温故録』などに散見しているし、

最近猿蓑一族がそれぞれに伝わる家系を持ち寄り情報交換しているの、各地に散在する一族の消息をうかがうことが可能となった。

3 猿蓑氏初代、宗行は新たに高宮城主となった高宗の弟で、猿蓑村に城郭を築き、猿蓑左門宗行と改名して城主となった。

4 しかしその城主についても異説が三説あり、断定はくじがたい。

(一) 佐々木家臣 高宮三河守清左衛門弟
猿蓑左衛門尉 養子 猿蓑新五衛門
宗行 宗晴
(二五二六)
本正一三年五月卒



〔三重県系〕

が佐和山城の攻防に明け暮れた前後、本家高宮氏は浅井に従って戦っていたが、この左源太は猿蓑城を捨て、元亀元年（一五七〇）信長に従っていた細川幽斎に仕えた。その後幽斎は天正八年（一五八〇）丹後に移り、関ヶ原の合戦後、九州小倉城を経て、孫細川忠利が寛永九年（一六三二）熊本城に転封されたので、熊本に伴われ、熊本藩士猿蓑一族の祖となった。

(2) 二男左門（別系図には伊源太とある）は、この

子孫の系図によると寛永一三年（一六三六）越前大野松平藩に仕え、藩主国替で、武州川越に移り、明治維新は前橋藩で迎えた。その子孫二人は前橋に現住している。なお福井系大飯町の一族はこの支流であろうと言われている。

(3) 六男十郎左衛門宗久は敦賀に逃れ、浪人していたが元亀三年（一五七二）敦賀で歿した。宗久の子宗貫も浪人暮らしの末、敦賀から猿木に

(一) 猿蓑左門

宗行 天文年中猿蓑村を
猿木村に改む
本学院殿寿阿弥陀仏

彦作 猿蓑落城
伊源太 本へ
猿木伊兵衛
勢州神瀬村に住す

〔東京都系〕

猿木左門

生国近江国猿木の城主
細川三斎公の時代丹後に於て知行八〇〇石、後豊前に移り元和元年（一六二五）二〇〇石加増、病死後断絶

左門弟
猿木勘左衛門

丹後で知行一〇〇石、肥後に移り、鳥原戦に戦死、跡目相継

5 猿蓑城の落城—資料不足のため不明であるが、諸般の事情から推測して、高宮落城（天正元年—一五七三—八月）と同時にではないかと思われる。

6 猿蓑本家と考えられる系図(一)によって、一族の跡をたどると以下のである。

(1) 猿蓑二代目城主宗晴は天文九年（一五四〇）三月卒とあり、宗晴の長男左源太（別系図には彦作とある）は天文二十一年（一五五二）の浅井と六角

帰り、医業を始めたが、天正八年（一五八〇）死した。

猿蓑宗貫の子孫はその後代々猿木に住していたが、猿蓑貫平宗誓、猿蓑与惣弥の妻乃江は昭和三〇年（一九五五）七月、西ノ宮市に移住し、さらにその後大阪に転居し、猿蓑家の本家として、祐三（勝弘宗稔）が家系を継ぎ西宮に居住している。

7 ここで猿蓑（木）一族の近況を述べる。

(1) 本家系 猿蓑勝弘

兵庫県西宮市二見町三の三〇

(2) 三重県系 猿木 敏生

刈谷市泉田町惣助改田一〇の五

（父、三重県多気郡神瀬村の出身）

（現多気郡大台町大字神瀬）

(3) 九州系 猿木 恭経

東京都世田谷区経堂一丁目九ノ五

(4) 福井系 猿木 淳一郎

兵庫縣掛保郡新宮町新宮一〇二六の一三

(福井県大飯郡大飯町父子の出身)

8 一族の中で、集団で猿木姓を名乗る一族は次のとおりが現存している。

(1)三重県大台町 ……一戸

(2)福井県大飯郡大飯町……一二戸

9 一族間の交流音信

① 本家系

猿荻勝弘氏から資料として送られたカラー写真からの転写。

□ □ 宗 明	大化二丁卯年三月	猿 荻 宗 徳	大化二丙午年五月五日
猿 荻 宗 和	白鳳一六丁亥九月	猿 荻 宗 天	大化二六辛未年
猿 荻 宗 祐	雲龍元乙卯八月	猿 荻 左 専	白鳳二七戊戌年
猿 荻 左 湘	延暦一二癸酉年	猿 荻 宗 河	天平勝宝一三辛丑六月
猿 荻 宗 勝	天長九壬子春	猿 荻 宗 陽	大同二丁亥十一月
		猿 荻 宗 基	年号不明

- (1)本家猿荻貫平より伊勢の猿木源兵衛へ(明一五・三)
- (2)右写しを車戸宗功から猿木真寿夫へ(恭経台父)(明三三・一一・二六)
- (3)東京猿木恭経から刈谷市の猿木敏生氏へ
- 10 同族の中で猿荻姓と猿木姓とに分かれているが、その経過については不詳である。

猿 荻 宗 當	承和元甲寅二日廿三日	猿 荻 左 伸 入 道	仁寿三癸酉年
猿 荻 宗 盛	貞観一三辛卯年	猿 荻 宗 近	元慶元丁酉年
猿 荻 宗 門	昌泰二己未年	猿 荻 宗 時	延長二甲申年
猿 荻 宗 之	天慶元戊戌年	猿 荻 宗 次	天禄三壬申秋
猿 荻 宗 平	長徳元乙未年	猿 荻 宗 弼	万寿元甲子年
猿 荻 宗 長	長暦二戊寅年	猿 荻 宗 永	永承三戊子年
猿 荻 宗 是	延久三辛亥三月	猿 荻 宗 村	寛治八甲戌年
猿 荻 宗 國	天治元甲辰五月	猿 荻 宗 忠	天治二乙巳十二月
猿 荻 宗 儀	平治元辛申正月	猿 荻 宗 朝	仁安元丙戌年
猿 荻 左 二 郎 宗 陰	治承二戊戌二月	猿 荻 左 藤 兵 源 宗 信	元久二乙丑年
猿 荻 左 近 少 輔 源 宗 政	承元三己巳年	猿 荻 左 兵 尉 源 宗 正	寛喜元己丑年
猿 荻 尼 宗 姓 院	建治元乙亥年	猿 荻 左 門 尉 源 宗 久	弘安八乙酉年
猿 荻 左 門 少 輔 宗 允	正和二癸丑年	猿 荻 左 重 郎 太 尉 宗 家	文和元壬辰年

猿萩五郎大輔宗明 明徳四癸酉年 (一三九三)
 猿萩左門尉宗基 応永三四丁未年 (一四二七)
 猿萩左二郎宗輔 文明一三年庚子 (一四八〇)
 猿萩左エ門尉宗行 文龜元年辛酉年 (一五〇一)
 猿萩治郎宗高 天文二三年寅年 (一五五四)
 猿萩重太郎宗邑 慶長四己亥六月 (一五九六)
 猿萩宗右エ門左源 元和九癸亥 (一六三三)
 猿萩勘平宗光 延宝元癸丑 (一六五三)
 猿萩左仲宗繁 元禄一六癸未 (一七〇三)
 古川十郎左エ門 元禄五年壬申別家 (一六九三)
 猿萩古河源九郎宗重 元和七年 (一六二一)
 猿萩古河儀十郎宗足 寛永六年 (一六二九)
 猿萩古河勘兵衛宗際 宝曆六丙子 (一七五六)
 猿萩三郎大尉宗実 応永二二丙申年 (一四一六)
 猿萩左エ門尉宗貞 永享五癸丑仲春 (一四三三)
 猿萩左門之介宗源 明応六丁巳年古川成氏卒ス 六月七日 (一四九七)
 猿萩少監宗近 大永四甲申年 (一五二四)
 猿萩四郎宗方 天正元癸酉年八月 (一五七三)
 猿萩勘解由宗時 元和八壬戌年七月 (一六三三)
 猿萩佐治郎宗明 正保四丁亥年 (一六四七)
 猿木佐五郎宗風 貞享四年丁卯 (一六八七)
 猿木古河宇二門宗成 元禄一六年癸未 (一七〇三)
 猿萩古河儀平宗介 元禄一六癸未 (一七〇三)
 猿萩古河宗右エ門宗園 猿萩古河宗右エ門宗園 (一七〇三)
 古川勘兵衛専信 安永三甲午七月ヨリ世継 (一七七四)

猿萩古河勘兵衛専信 安永三甲午七月ヨリ世継 (一七七四)

② 初代猿萩城主系

大字猿木の旧宅地に建碑あり。宗行が猿木城の初代であるが系図には三二代と記されている。

猿萩勘兵衛宗祐 寛政五年癸丑 (一七九三)
 猿萩貫二郎宗一 明治二二戊午年 (一八八八)
 猿萩貫藏勝康宗敬 明治三八年生 (一九〇五)
 猿萩治郎勘解由宗影 天保一四癸卯正月元旦世継 (一八四三)
 猿萩貫平宗普 明治二七年世継 (一八九四)

三六代

同宗貫 天正八庚辰(一五八〇)九月亡
 越前敦賀ヨリ帰郷年月相分ラズ卒シニテコレアリ、後ニ医業ヲナス

三七代

同貫平 宗基 文禄三(一五九四)甲八月亡

三二代 猿萩左衛門尉 宗行 永正一三(一五一六)丙子 五月寂

三三代 猿萩新五衛門 宗晴 天文九(一五四〇)庚子 三月七

高宮三河守清左衛門ノ弟養子

長男猿萩左源太 元龜元(一五七〇)庚午細川ノ家臣 肥後熊本藩士ノ祖

二男同 左 門 武州川越藩士ノ祖

三五代 六男同十郎左衛門宗久

元龜三(一五七二)壬申越前敦賀ニテ卒シ亡

三六代

同宗貫 天正八庚辰(一五八〇)九月亡
 越前敦賀ヨリ帰郷年月相分ラズ卒シニテコレアリ、後ニ医業ヲナス

三七代

同貫平 宗基 文禄三(一五九四)甲八月亡

三八代 猿萩貫三 宗隆 慶長一八(一六一三)丑四月亡

三九代 同 貫平 宗次 慶安元(一六四八)戊子六月亡

四〇代 同 九郎 宗明 万治三(一六六〇)庚子六月亡

四一代 同 貫兵衛 宗之 寛文八(一六六八)戊子正月

四二代 同 佐十郎 宗純 元禄元(一六八八)辰七月亡

四三代 同 宗源 宗武 享保一六(一七三三)亥六月亡

同家古川儀兵衛ヨリ養子

① 諸古記録による櫛崎氏

(1) 大洞弁天本地堂の当国古城主等名の中に、

覺樹院宝山宗珍居士

犬上郡櫛崎村屋敷主 櫛崎民部

とあり他に云々(略)。

(2) 江左三郡録による櫛崎氏

この項の中、櫛崎氏城址については、四の櫛崎氏系図の中、同氏略歴以下で詳述するので割愛し、高源寺について述べる。

高源寺

天徳山と号し京都妙心寺の末寺である。彦根家中、脇氏・宇津木氏両家の開基した寺である。この村に脇氏の知行所があったのでこの寺を建立したのである。宇津木氏はそのころ脇氏の通家であった。

この寺の僧は次のように語っている。

この寺は良雲山超然寺と言って、ここの領主、櫛崎民部左衛門という人の菩提所であった。すなわちその石塔が寺内にあり、その子孫は佐々木没落後西国へ行

き、毛利家に属していた。

よって寺は荒廃していたのを、脇氏・宇津木氏両家が中興して天徳山高源寺とした。両家の先祖の法名を高源院と言ひ、天徳院とも言った。これによって天徳院を山号とした。

享保年中(一七一六〜三六)長州家中の櫛崎氏の人尋ねてきて右の石塔を探したことがあったという。また実福寺と言ったこともあるという。これは古い鐘にその名が刻まれていたという。

この高源寺は櫛崎氏ゆかりの寺として、昭和五三年八月六日、同族二五人が全国から集まり同族会および同族先祖の法要を営んだ。

次いで昭和五五年八月にも行われ、二三人が高源寺に集まった。第三回の同族会は広島で営まれ、高源寺和尚以下二六人が参列して大いに氣勢を上げた。

② 近江犬上郡を本拠とした櫛崎氏

櫛崎氏は累代武功の家筋。犬上郡櫛崎村を本拠とした櫛崎氏は、本佐々木の愛知四郎家行を元祖とする山崎氏の分流であるが、後、宇多源氏の佐々木二〇代満経の二男高郷の子が養子に入っているため、後には佐々木二系の血統が結合しているわけであり、近江源氏一族と言われている所以でもある。

櫛崎氏は代々武勇に優れた家柄であり、近江の戦記類や地誌の類にも、しばしばその家系や戦功が記されている。古くは寿永、元暦の戦いにその名を挙げ、また元弘、建武の戦乱にも勲功を立てたことが『太平記』にも記されている。

四天王赤一揆の旗頭

なお室町、戦国の時代にくだつてはさらにいっそう櫛崎氏やその武功談が、種々の文獻に書き伝えられている。

言うならば櫛崎氏は累代の武功派であって近江源氏の四天王と言われた赤一揆の旗頭である。また佐々木

氏が六角・京極二家に分かれてからも、櫛崎氏は六角佐々木に属し勢力を誇った。

また櫛崎氏の主流はおよそ名を太郎左衛門と称したが、歴代当主については記すいとまがない。

ところでその支流・庶流も鎌倉から室町にかけて他国に領地を与えられて進出し、各地において櫛崎氏の家系を立て、その一族は繁栄している。その中には居住地の地名をとって改姓している家系もある。しかし本姓は近江源氏の櫛崎氏であることは間違いない。

その他国に連綿と続いている櫛崎氏の一族で明らかなのは、

1 備後国芦田郡櫛崎に住した櫛崎氏

2 大和国宇多郡の地を与えられて宇多と改姓した

櫛崎一族

3 安芸国櫛崎城主となった一族

4 安芸国河内城主となった河内櫛崎氏

5 備後国三原に住した三原櫛崎氏

6 備前国湯原に住した櫛崎氏

7 美作国の櫛崎氏

8 周防国山口に住した櫛崎氏

など、各地に散在した櫛崎氏の一族はきわめて多い。現在櫛崎氏末孫という心ある人たちが数十人によって同族会が結成され、広く各地の櫛崎氏先祖の研究と顕彰に努められている。

ところが、近江犬上郡を本拠とした櫛崎氏宗家は観音寺城主佐々木氏が滅亡するとともに、いかなる理由によるものか、櫛崎村を離れて蒲生郡小谷村に移り、姓を吉村と改称している。その子孫は連綿と残り、当地の旧家と言われている(四ノ(2)源姓吉村系図参照)。近世の櫛崎を伝える記録に蒲生郡の名族とされているものがあるのはこうした所以によるものである。

櫛崎氏の本拠地 櫛崎氏の本家の元の本拠地はほかならぬ犬上郡多賀町櫛崎である。そこには犬上川上流の左手に位置する山があり、すなわちそれが櫛崎城址

である。その櫛崎山の頂上が本丸跡と伝えられ石塁で囲った曲輪がある。またその城山の西北面山麓に櫛崎氏の居館があったと推測される。

現在その地には高源寺と称する妙心寺派の寺院がある。当寺住職の説明や、また高源寺山緒書によると、この寺はこの地の古い城主櫛崎氏と直接関係はないが、もそこには開基年代不明ながら十福寺という寺があった。その寺が滅亡した跡に慶長年間(一五九六～一六一五)、彦根に封ぜられた井伊氏の家臣脇五左衛門と宇津木治郎左衛門とが今の高源寺を建立し、脇・宇津木両家の菩提寺とした。

ところが以前の十福寺が櫛崎氏の菩提寺であったようである。現在の高源寺参道はその昔の櫛崎城大手道であり、また山門の両脇に長く続いて完存する石塁は、山下にあった櫛崎館の防壁であったと推定される。

また現存の高源寺山門は、石田三成の築いた佐和山

城の門を移動したのだと伝えられている。

さらに高源寺墓地の一隅に、きわめて古い時代の造立と推定される宝篋印塔が、完全な形で残されている。これは古い昔の十福寺の供養塔であろう。ちなみに中村直勝氏も、およそ七〇〇年前の造立で立派なものだと明言されている。

以上、紹介した櫛崎氏の遺跡や遺構に親しく接して、ありし昔の櫛崎氏に言い知れぬ感慨と慕情がわき起こるのである。

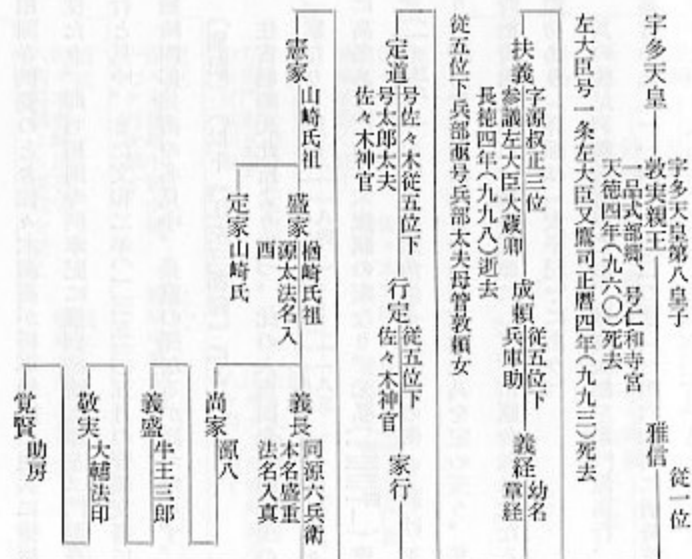
③ 重森家に残る関係文書

この系図は櫛崎の旧家重森基男家にあったものである。一は櫛崎氏の系図と櫛崎氏略歴からなり、二は源姓吉村系である。

一は櫛崎氏系図とその略歴は、昭和八年(一九三三)多賀町久徳村月之木の新業万二郎の調査したもので何を根拠にしたかについての明記はないが、前掲の角川

書店の『姓氏家系大辞典』に類似のものがある。

〔櫛崎氏系図〕



新左エ門法名浄観

太郎左衛門

景長

家長

太郎兵衛尉

頼景

長康

良卿 太郎房

頼行

太郎兵衛尉

極重

氏行

次郎左衛門

高行

太郎左衛門尉

明徳三年(一三九二)相国寺参拝

長重 二郎

法名教西

頼重

新兵衛尉

信重

彦太郎

長盛 池田次郎

因幡房

西舞 周防阿房守

大輔房

〔橋崎氏略歴〕

橋崎氏は佐々木氏の末葉にして山崎憲家の嫡系源太盛家を祖とす。大上郡橋崎に住す。因りて氏となす。

二子あり長子源六義長兵衛尉に任ぜらる。初めて盛重と称す。文永一〇年(一二七三)六月卒す子孫繼承す。

系図最後の人高行は明徳三年(一三九二)八月二八日

相国寺供養のとき佐々木満高が將軍後陣の隨兵に檢副役たり。即ち相国寺供奉記に孫賴橋崎太郎左エ門源高行と見ゆ。また文和二年(一三五三)五月の菅浦文書に橋崎四郎兵衛の名見ゆ。長重の孫なるか詳かならず。

〔別記〕(以下『江左三郡録』による)

往古橋崎氏此所より出づ。此の人当国先方四天王の一家なり。寿永(一一八二)元暦(一一八四)の乱に所々に高名あり。佐々木旗頭の家なり。元弘(一一三三)建武(一一三六)の戦争に六角崇永公五色の備を設け玉う。即ち青黄赤白黒と分ち、旌旗兵具を定め玉う。其時橋崎氏は赤色一旗の旗頭にして。市原合戦に大なる勲功あり(詳細は『太平記』にあり)。

其の後足利義満將軍の頃、橋崎太郎左衛門源高行、嘉吉の乱(一一四三)忠仁の乱(一一四六七)に橋崎筑後守という人あり。天文永禄(一五七〇)已後は入道して真清という息子与太郎後に太郎左衛門賢道という。八郎胤高越前守実春、同内蔵之介何れも屋形近習物頭

たり。橋崎民部という人これまた当所(橋崎村)居住せし由いま尚屋敷残りという。

橋崎石見守は能登に行き、畑山修理太夫義則へは屋形定頼公の女を嫁し玉うにより、女佐の臣として指越され候うに付、遂に能登に住せりという。橋崎一族は永禄の乱後(一五五八)には末流何れにありや遂に行衛不明なりという。

(昭和八年歳暮 滋賀犬上郡久徳村 新薬万次郎調査)

〔源姓吉村系図〕(抜粋)

宇多天皇

醍醐天皇

敦実親王

重信王

雅信王

経信

扶義

章経

経方

秀定

佐々木源次

佐々木源次

大

近江国佐々木庄に住

し弓馬道をたしなむ

秀義 佐々木正統源三兵衛允

定綱

広綱

経高

信綱

佐々木四郎

重綱

佐々木小原太

時綱

九郎

盛経

左近将監

郎左衛門尉

九郎

佐々木小原

九郎

九郎

高経

義清

時親

佐々木太

義信

佐々木太

佐々木太

佐々木太

時重

建武武者所

備中守

佐々木太

佐々木太

佐々木太

佐々木太

佐々木太

頼信

佐々木出羽守

正五位下

頼宣

頼有

佐々木橋崎出羽守

江州犬上郡橋崎城主

九ヶ村を領す

頼忠

佐々木橋崎中務少輔

忠氏

橋崎中務少輔

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼武

佐々木橋崎出羽守

六角高頼より家紋を受く

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

橋崎太郎左衛門尉

頼忠

佐々木橋崎中務少輔

忠氏

橋崎中務少輔

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼武

佐々木橋崎出羽守

六角高頼より家紋を受く

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

橋崎太郎左衛門尉

頼忠

佐々木橋崎中務少輔

忠氏

橋崎中務少輔

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼武

佐々木橋崎出羽守

六角高頼より家紋を受く

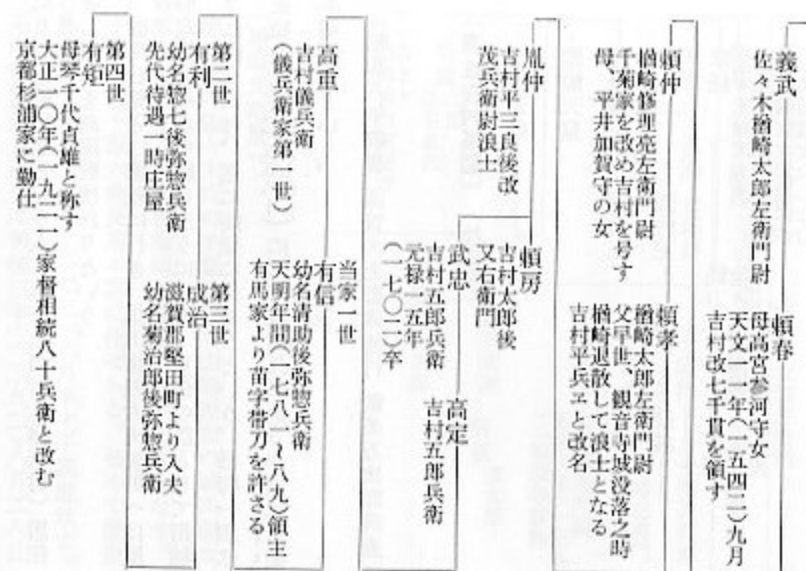
頼冬

橋崎太郎左衛門尉

頼冬

橋崎太郎左衛門尉

橋崎太郎左衛門尉



源姓吉村系図解説

- 1 重森家に所蔵する系図の二は源姓吉村系図である。これは宇多・醍醐天皇を源とする宇多源氏で、当初は佐々木一族で、章経の代に至り佐々木源次大夫と号し、近江の国佐々木庄に住し、弓馬の道に嗜んだとある。
 - 2 以下、秀定・秀義・定綱と佐々木氏は近江国を中心に栄えた。
 - 3 それが佐々木信綱から四代目の時重の時橋崎城に暫時住居すとあり、その孫義信は橋崎氏を称したとあり、その子頼信は橋崎東城院殿と称された。その孫頼有は江州犬上郡橋崎城主として九ヶ村を領したとある。
- 頼有の子頼忠の代に至り領地一七ヶ村に増加したとある。その後忠氏・頼武・頼冬・義武の四代は、橋崎小務少輔、橋崎出羽守など橋崎を名乗っていた。

- 4 それが義武の子の頼春に至り、母は高宮参河守の女、天文十一年(一五四二)九月吉村と改め七千貫を領すとあり、初めて吉村姓を名乗るに至る。
- 5 頼春の孫頼孝のとき、父早世して親音寺城没落のとき、橋崎を退散して浪士となり吉村平兵衛と改名したとある。
- 6 その後の吉村家は有信の代には領主有馬家から、苗字帯刀を許され、有利の代には一時庄屋も務めたようである。
- 7 この系図が橋崎の重森家に所蔵されていることについては疑問も残るが、今となつてはその疑問解明の道はない。

6 村々のおきて

まえがき

村々のおきてを考察する前に、私たちの祖先がかつて置かれていた立場は、幕藩体制の維持にあったことを確認しておく必要があると思う。

当初のおきては公儀のおきてを表面に出し、その方向は幕府から諸藩へ、藩から村々へのもので、いわば上から下への支配体制であった。この場合の伝達の仕方、公儀のおきてそのままのもの、村々の事情によって一部を改めたもの、さらに必要なものを簡素化して重要点を強調したもの、また骨子を踏まえて再調整したものなどいろいろである。

このように上から下へ示したおきてのほか、仲間どうしの申し合わせのようなおきてが生まれてきたこと

も見逃せない。一例として山商人や商売人たちの申し合わせや、座（油・紙など）・鍛冶仲間どうしの取り決めなどが挙げられる。

この仲間のおきては、いわば横への配慮であるが上から下への支配体制に対応して、惣とか惣村と呼ばれる自治組織が生まれ、惣が庄屋を中心に結合して、郷としての地域結合体を作って、領主・地頭など上部の不当な要求に対抗したりした。

こうしておきての性格が強められ、対立拮抗を生むこともあったが、比較的平穏な安定した時代を作り出したものと考えられる。

以下村々に伝わるおきてについて、初めに若干の説明を加え、おきてそのものを掲げる。

掲げる順序は大体年代順としたが問題によっては必ずしもそのとおりではない。

〔一〕藤瀬村の村中掟 延享二年（一七四五）

同掟見直し 嘉永三年（一八五〇）

で「一札の事」という村中の連判状が付加されている。

これは掟の徹底方を期したものであり、「万一法外のことあらば如何様になろうとも村方へは少しもお恨み申すまじく」といった念の入ったものである。

2、この掟はまず、公儀からの法度を堅く守り、年貢を滞りなく上納するよう言っている。

3、次に八ツ尾山の法度に言い及んでいるのはこの字の置かれてある立場として当然のことと思われる。

4、博奔の禁止は各字共通のものながら、この村ではとくにその嚴重さが目立ち、違反者については「家引潰し」の申し渡しがある。なお博奔は俗にばくちと読み、正しくは博奔と書くようである。

5、その他、小盗などについても過料三〇〇文をきつと出すべくと言っているし、村普請等の不参料も

一〇〇文を庄屋方へ差出し申すべしとされている。

6、ご救米ならびに免割入用割の際には、役人のほか頭百姓も寄合に入れ、相談のうえ決定することにして

〔二〕山越衆掟 大永七年（一五二七）

同 弘治三年（一五五七）

〔三〕多賀の町祈禱 文政十一年（一八二八）

同 見直し 明治四年（一八七二）

四土田村々祈禱法度嘉永三年（一八五〇）

同 四手村掟 慶応二年（一八六六）

同 因敏満寺論達書 大正四年（一九一五）

はじめの五通は主として幕藩体制下のものであるのに内は時代的にあまりにかけはなれている感があるが、内容は同じようなおきてであり、細かく見るとあまり大差はないと気づかれるであろう。

最後に総括と称して、村々のおきての総まとめとも言うべきものを記載した。

（一）藤瀬村の村中掟

解 説

1、この藤瀬村の「村中掟の一札」には同日の日付

いるようである。

総じて言えることは、この村には至るところに「家引潰し」の極刑があることである。

掟の原文

一、兼て公儀より法度の仰付けられたお趣旨を大切に相守り、お年貢滞りなく上納いたすべきこと

一、八尾お山ご法度の儀兼て仰せ付けられた趣、堅く守り申すべきこと

一、博奔等一切、仕るまじきこと、万一村方の内、宿等仕る者あらば、早速村中寄合、家引潰し申すべく、猶、また他所より入込み、博奔の類の一夜の宿も仕るまじきこと

一、村方家主の儀は申すに及ばず、男女童子に至るまで、小盗の儀堅く仕るまじく、もっとも先年より村法に付、小盗致せし者は村中家並寄合、早速先格の通り、家引潰し申すべく、其の外他の者によらず山

藪等に至るまで、鹿・猪・立入木の子草に至るまで刈取申すまじく、猶又、柿、梨、竹之子その他木類の物一切、盗取しまじきこと、万一相背き申すことあらば過料として三百文きつと差出し申すべく、左様の儀あらばその支配主より庄屋役人へ相訴へ申すべく早速役人より件の過料の通り取上げ申すべきこと

一、村方道造り、鹿・猪等諸事惣普請の砌、役人触し節は、早朝より罷り出ずべく、若し又病氣等にて罷り出で不能の時は、庄屋方へそのことわりが相立つよう用捨されるよう、若飯病にて我儘に私用をかまえて出仕せざる場合は過料一日百文づつ庄屋方へ出し申すべく、若し持参仕らずば早速役人より取上げ、村入用に供すべし、(略)

一、ご救米并びに免割入用割の砌、役人は申すに及ばず、頭百姓寄会致すべく、其の外何事によらず頭百姓役人方へ寄会宜しく相談の上相定め申すべきこと

一、村方百姓後家極之儀役人は申すに及ばず頭百姓寄会い評定の上持高其人に手柄を見合せ相応に仕るべきこと

一、彦根通の節、ご家中様方、ご扶持人衆へ、遠外仕らざるよう相慎み申す可きこと

一、郷中へまかり出で、口論仕りまじきこと

一、ご廻状人足歩行差図致しましたら、刻限相滞り申さざるよう早速まかり出で、相務め申すべきこと

一、当村の者ども、他所へ参り、田畑山林を荒し、又は人々の財宝を盗取る悪事仕る由、聞届けましたら、其科、村法の通り家を引倒し何事も村仕置さるべく、同前の事

右箇条書の趣、村中寄会い相談の上相定め申上ぐれば、末々に至るまできつと相守り申すべし、若し其節の役人、不吟味の儀これあり候はば、頭百姓より氣を付け、この箇条面の通り仕置きつと申すべきこと

ものなり

(二七四五)
延享二乙丑年一月

庄屋 喜兵衛
横目 久五郎
組頭 数兵衛

同おきて見直し 解説

一般の生活を規制する「おきて」ではあるが、年が経つと守られにくいものとなるようで、忘れたところに「おきて」を再検討する傾向もないとは言えないが、非常事態のときはどんな対応があったのかを見ることにしたい。

藤瀬村のおきてに五年度を限度に「おきて」を見直した事例があるので次に紹介する。

見直し原文

掟

一、ご公儀かねてご法度のお趣夫々きつと相守り申す

べきこと

一、御取嫁取の節、祝儀到来致すべくとも親類の外は酒盛など停止のこと

一、神事祭礼の節、来客一切停止のこと

一、死去葬式の手伝いなどはその組及び親類の外は停止のこと、香儀などの返礼に及ばず、膳所の指出しはあっても酒は無用のこと (略)

一、家普請に付いての手伝いはその組並びに親類の外は停止のこと、祝儀などの返礼には及ばず、但世話人不足の節当家より依頼ある場合はこの限りにあらず

一、子供出生、或参宮の場合、祝儀酒盛は親類の外は停止のこと

一、髪結の場合は特定の人に依頼することを停止し、相互に結合申すべし

一、諸酒商売致すものは停止のこと

右は従来よりの仕来りがあるも、近年不作が続き、

特に当年は大凶作で米価も高騰し、一統難渋していてご公儀へも嘆願申上げておるので以上の条々堅く相守り申すべく話し合っている次第である。

当年より五ヶ年の間、とかく節約を相守り万端質素に致すべく、ご一統相談の上、印形いんぎょういたしおくものである。

嘉永三年（一八五〇）一〇月

庄屋 中左衛門

横目 平右衛門

（以下四二名略）

（2）山越衆掟条々のこと

解 説

時山村（上右津町）と一円村との交易は、江戸初期から見られ、明治時代までその伝統は続いていた。この間、商人道はよく守られていたと言うべく、ここでは、室町時代末期までさかのぼって見ることにした。

当時は戦国時代とも言われ、人の動くところ物資の移動もはげしくなり、その立役者とも言える商人の働く余地が増大したと言える。

商人の姿も刀を差していたことが分かるし、刀を抜くほか、棒や竹でけんかする者は、末代山越商人を禁止されること、取引の済んだ後は数量が合わないということはすべきでないなどと山越衆掟やまごしやうぎを決めている。

ここで注目したいのは、このようなおきては繰り返して先規のとおり定めていったことが知られることである。

次の弘治三年（一五五七）のものは、年貢銭の支出を規定したものである。

原 文

定山越衆掟条々事（その一）

一於市町一者不寄理非、刀技・打擲仕仁体在之者、

堅商買可被停止之事

一山越衆、路次並津湊ニテ刀技、又者（見下）バウ・竹（見下）、

人ヲ打擲シ喧花仕出仁於在之者、末代山越義可相

留之事

一於市町一売買仕候仁、打抜ケテ於以後、不数足

由被申懸一族在之者商買中、堅可被停止之事

右先規ヨリ条々掟雖在之、猶重而定被置所也、仍

於向後一者守此状一者也、仍而衆儀定所如件

大永七年丁亥五月四日

山越衆中

山越惣衆掟状（その二）

山越ニ付イテ聞キ出シ候年貢銭

三月二日ヨリ前ニ出シ候ハザル

者、山ヲトメ申ス可ク候、其ノ

タメ惣ニテ此ノ如ク候 仍ツテ

仰セノ所、件ノ如シ

弘治三年

（3）多賀の町祈禱

解 説

向山下町は大字多賀の小字であるが、江戸時代は多賀の一町であった。多賀村は、桜町・下之町・新町・向山上町・向山下町の外に神領・新神領・四ツ屋があり、合わせてご神領とも言いこれらは不動院で事務を取り扱っていた。

多賀では現在も「町祈禱」と言われる行事が一月二〇日、各町で行われ、それぞれ勘定のほか、重要文書・おきてなどの保管やもろもろの協議決定が行われる。

これらの文書は「箱」と言われる保管箱に保管されるが、満杯になると古いものの処分が行われる。一部の町ではこの箱を「宝箱」と呼び、

「文政七年（一八二四）正月、町祈禱ノ宝箱古記書ニテ是ニ写す者也」

と言って、大切に保存されている。もっとも古い保管

文書は四手村関係の天正一九年（一五九一）のものが
ある。

次に示す向山下之町の定書は庶民の生活の中で、こ
く一般的な事項について当事者が、町へ支払うべき金
額を定めたもので、江戸時代後期の生活諸相を伝えて
いる。婚礼・改名、新しく町入りの場合や分家・養子
の場合を取り上げたもので、後の方は明治初年になり
物価の上昇に対処して養子と改名の分について取り決
めたものである。

原文

〔表紙〕

〔八二八〕
文政二年戊子年 五月吉日

町中定書

〔本文〕

定

- 一、此度町中相談之上 取究候事
一、銘々婚礼有之候節ハ、為ニ披露ニ鳥目五百文宛一統

ニ差出候事、附リ肴代之儀当人心得ヲ以テ指出候事
一、銘々改名仕候節ハ、鳥目二百銅宛差出可申事
一、他より人々有之、別株ニ相成候節は町銀三〇匁
宛指出可申者也

一、町内ニテ別家有之候節ハ、為ニ披露ニ銀八匁宛差
出候事

一、他より相続人申請シ、町内人数ニ相加ヘ度候節
ハ、鳥目三百文宛指出候事

右之条々後々ニ至ル迄、銘々相背かず、堅相守可
申事、仍如件 町内中

明治四年辛未年改（一八七二）

一、他より相続人申請、町内へ相加ヘ度候節ハ是迄鳥
目三百文之宛、当今之時節柄ニ付、此度相改金百五
〇匁ツツ指出候事、其条銘々心得候事

一、改名之仕候節ハ、鳥目二百文之宛、是迄右同断ニ

5、博葬についてもかねてからの法度であるから堅く
守るようくどくと言わないのが、この集落の特色の
ようである。

解説

(4) 土田村の村祈禱法度

テ金ニ朱ツツ指出候事、肴料右同断之事

次に示す法度は村役人から村中に対し、きつく申し
渡されたものである。

- 1、永年の慣習で、これだけ示せば、まず平穏な生活
が確保できると確信して多くをいわず簡単に示した
ものと思う。
2、最初に示したご条目は、お上より示された法度で
ある。

3、制服の儀についても、この表現がしばしば用いら
れているが、絹物など庶民は一切禁止された禁止服
のことである。

4、参宮の際の歓迎祝儀はこの村独自の慣習のよう
に思ったが、この風習は近くの中川原村にもあった
ようである。

原文

一、ご条目の儀きつと相守り申すべきこと

一、火の用心、夜番など油断なく相守り申すべきこと

一、ご城下へ立入り、諸土方へ慮外仕りまじきこと、

並びに牛馬持無沙汰これなきよう相守り申すべきこ
と

一、ご制服の儀はきつと相守り申すべきこと

一、博葬の儀はかねてより法度のことであるから堅く
相守り申すべきこと

一、植付の節は随分念入れて仕り申すべきこと

一、ご田地や門内の日陰に留意し、技打ち払い申すべ
きこと

一、人の藪へ立入り竹の皮ひろい申すまじきこと

- 一、祝言万々に付、隣三人限りとし、外人は一人も寄せ申すまじきこと
- 一、参宮の節は坂迎え、祝儀出合いの節、相済せ申すべきこと
- 一、野道通行道筋で互に道作り申すべきこと

右の条々一村中互に示合せ、きつと相守り申すべきこと

村役人

〔八五〇〕
嘉永三年戊正月

(5) 四手村のおきて

解 説

幕藩体制の中に、農民の生活を規制する「おきて」ではあるが、比較的よくまとめられ、当時の庶民の姿を浮き彫りにしたものに四手村掟があるので、次に紹

介しよう。次にある夕寄は夕方に集合させて早朝の仕事につかせたもので、夕食のことではない。朝寄は当日の仕事につかせるために朝に集合させたもので、朝食のことではない。

原 文

〔表紙〕 慶応二年（一八六六）寅正月

村中掟書

〔本文〕 掟書左之通り

- 一 御上様より御用金御軍役之郷夫、われら所持之御高割符通り、相違なく相納申すべき者也、
- 一 鳥居本宿御伝馬銀並ニ諸入用入足の不足銀すべて御高割之事、
- 一 宿役之儀ハ御高多少ニ限らず、老軒家ニ付四人無賃役相勤申すべく候、其上は御高割此貨米夕寄は米三升、朝寄ハ貳升五合、増役之儀ハ老升五合宛ニ割符致すべき者也、

- 一 御城下町宿下用並ニ村方年内中、諸入用すべて高割也、
- 一 一切通御町場人足並ニ村方ニある人足共老軒ニ付四人勤め、其上ハ御高割此貨米老人ニ付式升宛渡ス者也、
- 一 年行司（年当番）村中老人宛無賃役、その他は、過役老人ニ付五合渡ス者也、
- 一 小役近番老軒ニ付貳人が勤め、その他は、御高割之事、

- 一 無高なりとも、別家では、後家、やまめとも老軒割之二分割通り、冥加役を勤める者也、
- 一 御上様より御用掛り延、村中家別割符し、納める者也、

一 惣山惣金御高之事、但シ惣山成る共、字じな畑横がけ之上林山ニ有ル此山之分ハ、売払候節ハ、役人方より悪高又は難渋者見立御放致者也、

一 御百姓之儀ハ夫婦で有る者は、三反精作致すべき者也、但シ後家やめとも老反宛精作仕るべき者也、

一 坂組別高是より軒別割之事、但し、郷夫銀諸役諸入用同断之事、

一 別家之儀ハ新家ハ親家ニ含み、又ハ親家つづるゝ時ハ新家ニ含み、両家つづるゝニ置きてハ、其組中より支配致すべき者也、

一 役成之事、六石庄屋、四石横目、但し何事ニ寄らず役ぬけ之事、（この給料は他村に比し格別に高い）

寺法之事

一 御本山中山道場並ニ庫裏之世話とも年行司として五人宛一年番ニ村中相勤申すべき者也、但し入用金ハ五分通り家別ニ割符又は五分通りハ寄進附致すべき者也、

一 神社之儀是迄通り、修復致すべき者也、

喜右衛門印

九 平

長兵右衛門印